

第3次上富良野町地域福祉計画

－ みんなが元気になる共生のまち・かみふらのの －

平成31年3月

上富良野町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画策定の基本事項	2
第2章 町の地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1. 上富良野町の概要と人口・世帯の状況	6
2. 支援を必要とする人等の状況	9
3. 地域福祉を担う団体等の状況	16
4. 町民・関係団体等の意識とニーズ	18
5. 第2次上富良野町地域福祉計画の取り組みの振り返り	29
6. 計画の基本課題	30
第3章 計画の目指す方向	32
1. 将来像	32
2. 基本目標	33
3. 計画の体系	34
第4章 計画の内容	35
基本目標 1. 分野横断的な取り組みの推進	35
1. 見守り・支え合い活動の促進	35
2. 生活困窮者対策の推進	37
3. ひきこもりなど制度の狭間への対応	38
4. 就労の支援	39
5. 住まいの支援	40
6. 権利擁護の推進・虐待の防止	41
7. 移動手段の確保と人にやさしい生活環境の整備	43
8. 防災・防犯対策の推進	45
9. 包括的な情報提供・相談支援体制の整備	47
基本目標 2. 支え合う意識の醸成と人づくり	49
1. 広報・啓発活動の推進	49

2. 福祉教育・交流事業の推進	50
基本目標3. 地域福祉活動団体等の育成・支援	51
1. ボランティア活動の促進	51
2. 地域福祉を担う団体等の育成・支援	52
基本目標4. 自殺予防の推進（上富良野町自殺対策計画）	53
1. 自殺予防に関する5つの基本施策の推進	53
2. 自殺予防に関する3つの重点施策の推進	58
第5章 上富良野町成年後見制度利用促進計画	62
1. 計画の策定にあたって	62
2. 成年後見制度利用に関する現状と課題	64
3. 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方	65
4. 計画の目指す方向	66
5. 具体的な施策	68
第6章 計画の推進	72
1. 庁内推進体制の強化と多様な主体との連携・協働	72
2. 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進	72
3. 計画の周知徹底と進行管理の推進	72
資 料	74
1. 上富良野町地域福祉計画策定委員会設置要綱	74
2. 上富良野町地域福祉計画策定委員会委員名簿	75

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本町では、これまで2次にわたる地域福祉計画を策定し、すべての町民が安心して暮らせる温もりのあるまちを目指し、各種施策に取り組んできました。

しかし、少子高齢化や人口減少の進行等に伴い、町の人口構成や家族形態が大きく変化する中、家庭や地域の支え合いの力が低下してきています。

また、北海道胆振東部地震など地震や大雨等による大規模な自然災害が相次いで発生する中で、災害時に支援が必要な人の避難支援体制の一層の強化が求められているほか、生活するうえで様々な課題を抱える生活困窮者への支援も課題となっています。

国では、社会福祉法の改正（平成30年4月施行）を行い、市町村地域福祉計画の策定を努力義務化し、福祉分野の上位計画として位置づけることとしたほか、わが国の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、『我が事・丸ごとの地域共生社会の実現』を打ち出し、これに向けた包括的な支援体制の整備を進めています。

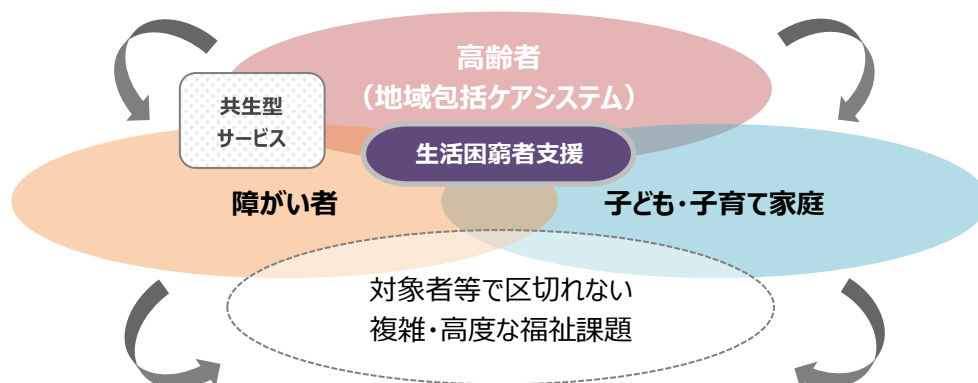
こうした町の課題やわが国の動向等を踏まえ、より多くの主体の福祉活動への参画を促し、地域ぐるみで支え合う体制を強化するため、本町の地域福祉の新たな指針として、「第3次上富良野町地域福祉計画」を策定します。

■『地域共生社会』について

『地域共生社会』とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

『我が事・丸ごとの地域共生社会の実現』に向けた包括的な支援体制の整備（イメージ）



2. 計画策定の基本事項

(1) 「地域福祉」とは

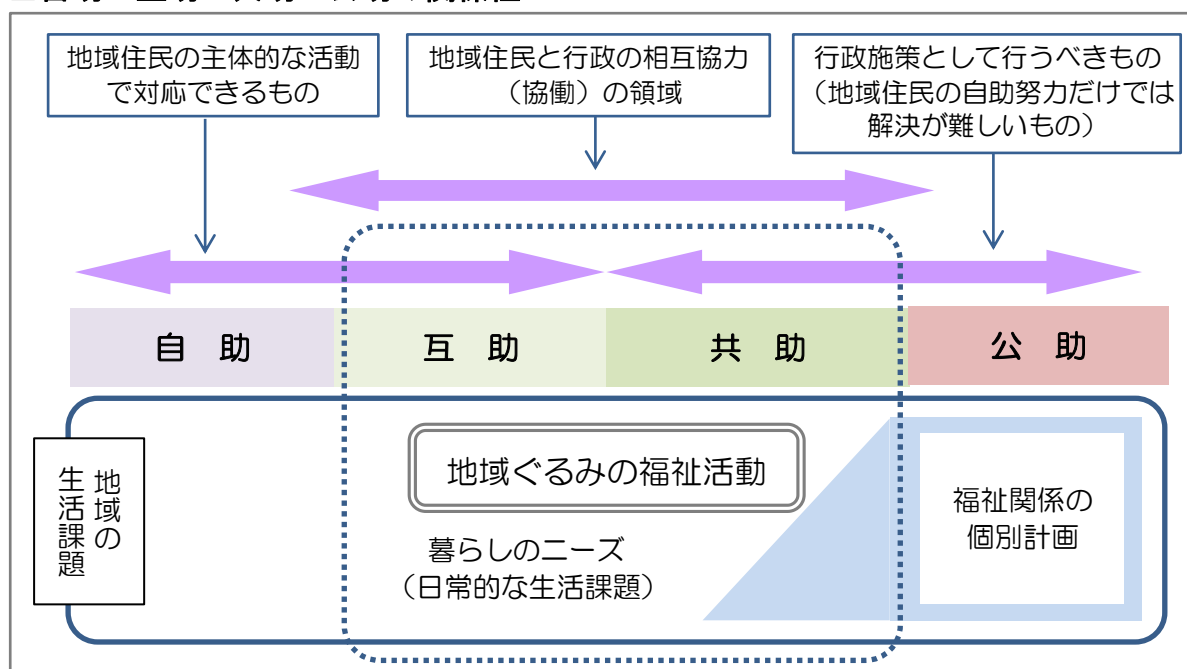
「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など対象者ごとにわかれ、必要なサービスがそれぞれの法律や制度によって個別に提供されるものととらえる人が多い傾向にあります。

しかし、地域の生活課題の中には、一つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的サービスの対象にはならないものの生活するうえで困っていることなど、既存のサービスの枠組みにあてはまらないことが数多く存在します。

「地域福祉」とは、自分自身の努力（自助）、近隣や地域、団体等による支え合い（互助・共助）、公的サービス（公助）を連携させ、地域の様々な生活課題を解決し、地域全体をよりよいものにしていこうとする取り組みです。

なお、社会福祉法第4条において、地域福祉を推進する主体と目的を次のように定めています。

■自助・互助・共助・公助の関係性



■社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（２）計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本町が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

また、本計画は、本町の最上位計画である「第6次上富良野町総合計画（かみふ未来ビジョン）」の個別計画としての性格を持っており、将来像である『暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの』を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。

本町における分野別の福祉施策については、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの個別計画に基づき推進していきます。

本計画は、これらの計画の上位計画として、地域における福祉の増進を図るために共通して取り組むべき施策を示すとともに、さらに必要な施策を加えたものとし、町民の参画と協働を促しながら、町民生活の向上を図ることを目的としています。

また、本計画は、自殺対策基本法の改正（平成 28 年 4 月施行）により義務化された「市町村自殺対策計画」のほか、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を含むものとしします。

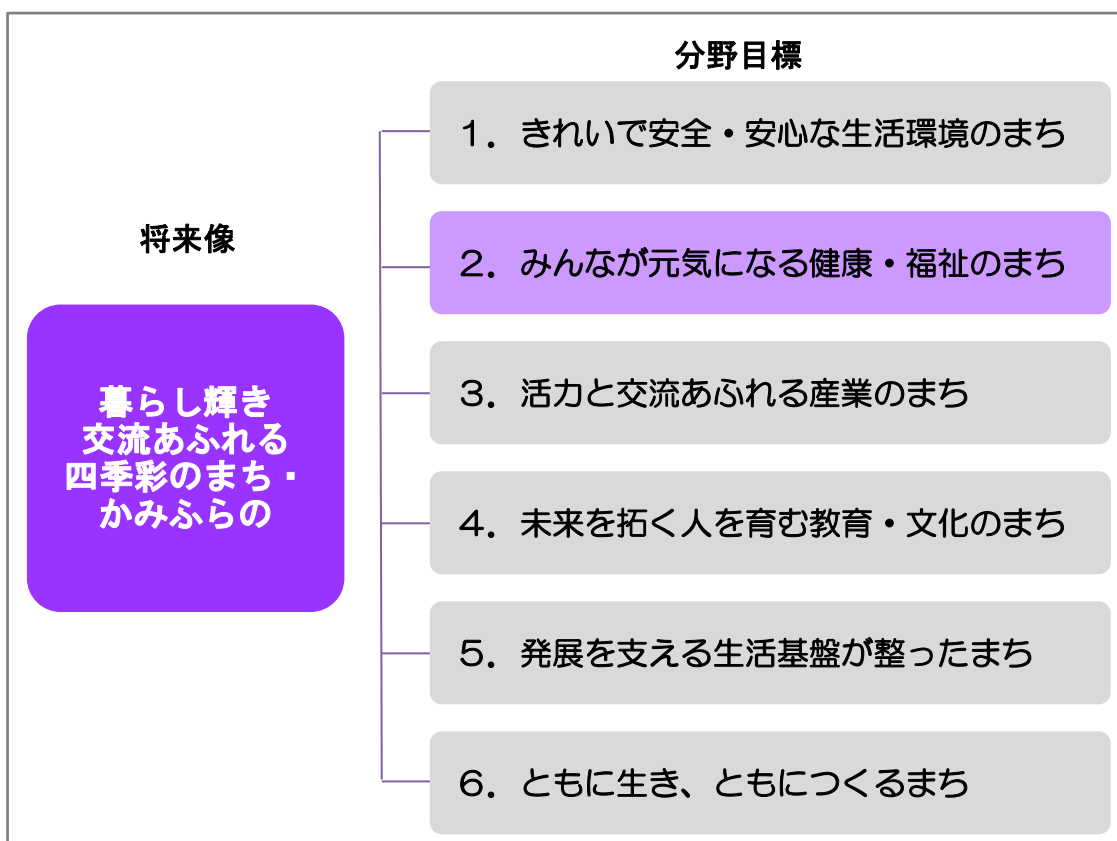
■社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

（市町村地域福祉計画）

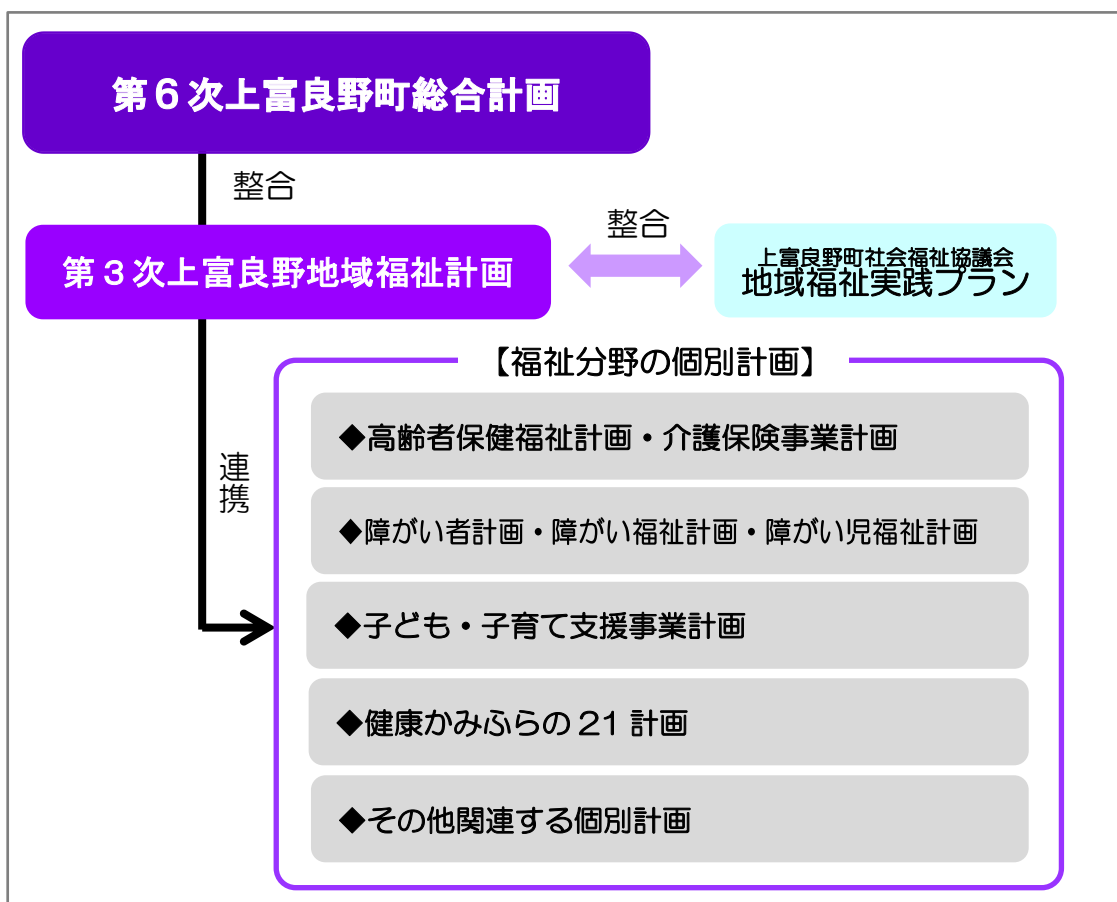
第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■第6次上富良野町総合計画の体系



■地域福祉計画と他計画との関係



(3) 計画期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019	2020	2021	2022	2023
計 画										
	第2次上富良野町地域福祉計画									
						第3次上富良野町地域福祉計画				

第2章 町の地域福祉を取り巻く現状と課題

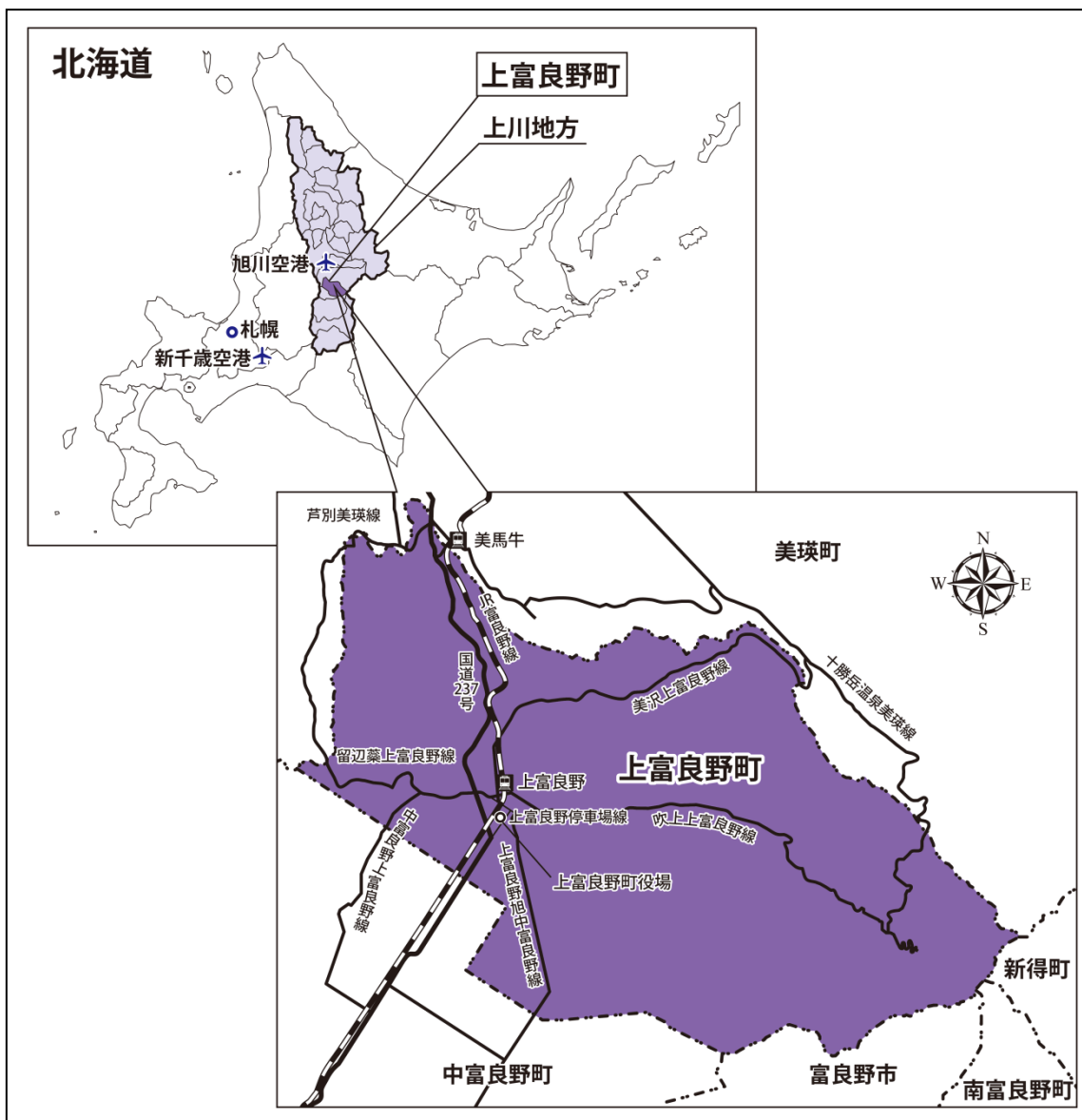
1. 上富良野町の概要と人口・世帯の状況

(1) 上富良野町の概要

本町は、北海道のほぼ中央、富良野盆地の北部に位置し、北から東にかけては美瑛町・新得町・南富良野町、南から西にかけては富良野市・中富良野町に接しています。

東西 24.6 km、南北 19.0 km、総面積 237.10km²となっており、東に大雪山国立公園大雪山系の十勝岳、西に夕張山地の先端で芦別山塊といわれる山岳地帯、北に両山系の山麓と、三方を山岳地帯に囲まれています。

■上富良野町の位置と概要



（２）総人口と年齢３区分別人口

平成 30 年度（4月1日現在。以下同様）の本町の総人口（住民基本台帳）は 10,851 人で、平成 26 年度の 11,333 人から、4年間で 482 人（年平均約 121 人）減少しています。

年齢３区分別でみると、生産年齢人口と年少人口は減少しているものの、老年人口は増加傾向にあり、平成 30 年度の老年人口比率（高齢化率）は 31.4%と3割を超えています。

■総人口と年齢３区分別人口の推移

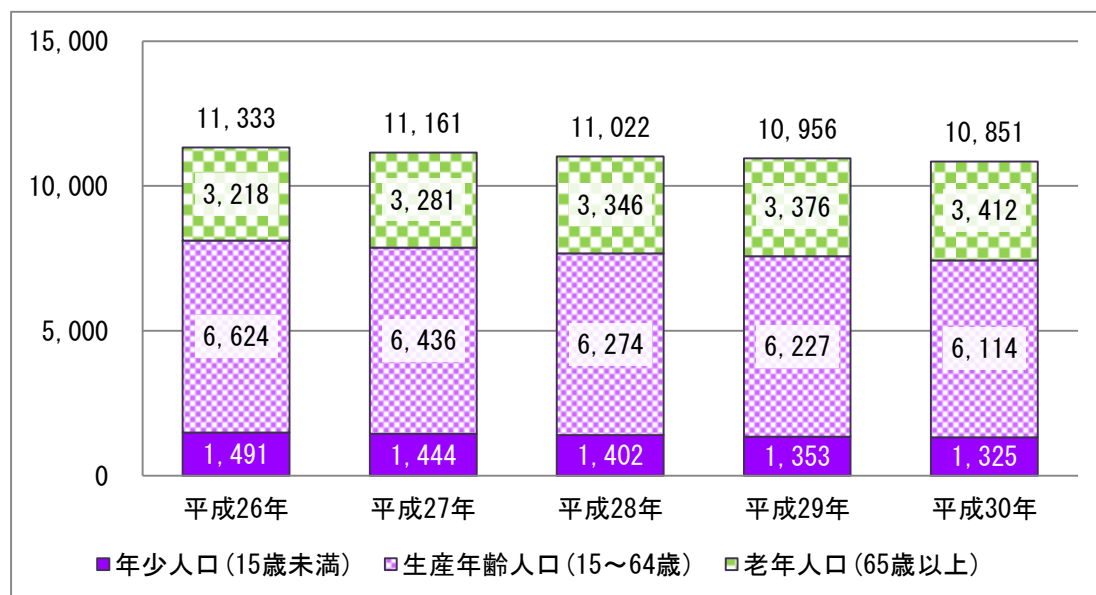
（単位：人、％）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
総人口	11,333	11,161	11,022	10,956	10,851
年少人口（15 歳未満）	1,491	1,444	1,402	1,353	1,325
年少人口比率	13.2	12.9	12.7	12.3	12.2
生産年齢人口（15～64 歳）	6,624	6,436	6,274	6,227	6,114
生産年齢人口比率	58.4	57.7	56.9	56.8	56.3
老年人口（65 歳以上）	3,218	3,281	3,346	3,376	3,412
老年人口比率	28.4	29.4	30.4	30.8	31.4

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

■総人口と年齢３区分別人口の推移

（単位：人）



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

（３）世帯数と１世帯当たり人員

本町の世帯数は増加傾向にあり、平成30年度には5,328世帯となっています。

１世帯当たりの人員については、総人口の減少と世帯数の増加が同時に進行したことにより減少しており、平成30年度には2.04人となっています。

■総人口と世帯数の推移

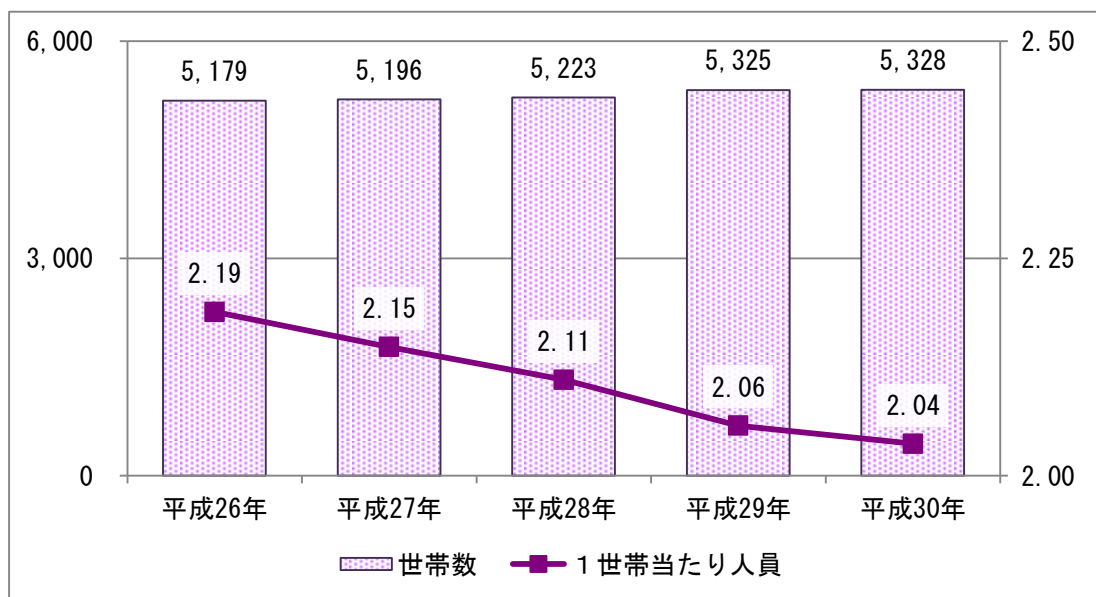
（単位：人、世帯）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	11,333	11,161	11,022	10,956	10,851
世帯数	5,179	5,196	5,223	5,325	5,328
１世帯当たり人員	2.19	2.15	2.11	2.06	2.04

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

■世帯数と１世帯当たり人員の推移

（単位：世帯、人）



資料：住民基本台帳（各年４月１日）

2. 支援を必要とする人等の状況

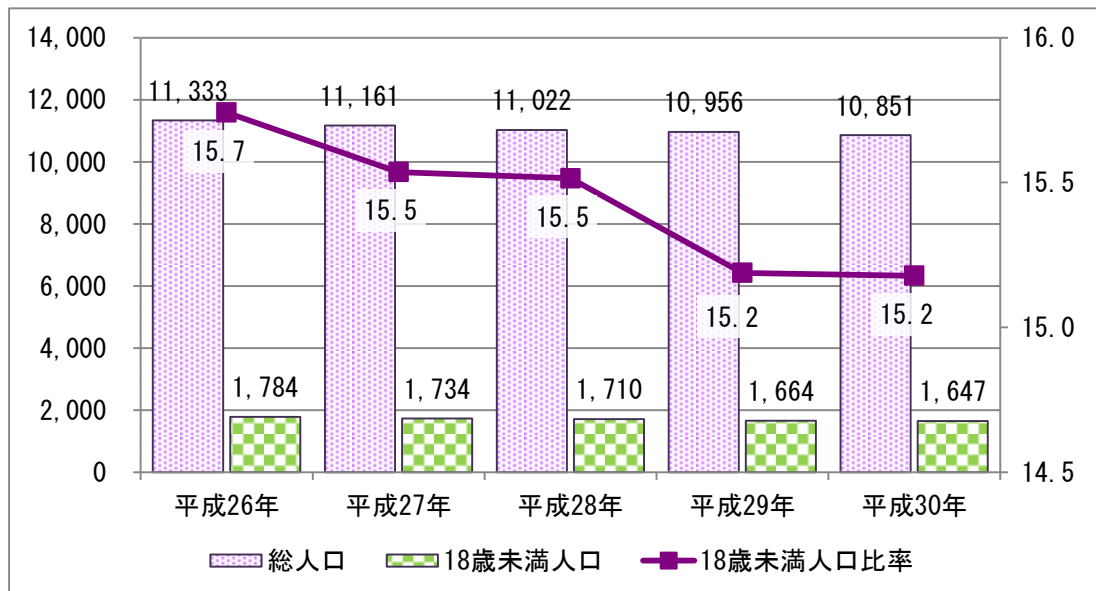
(1) 子ども

本町に居住する18歳未満の人口は、平成30年度で1,647人となっており、総人口の15.2%を占めています。

多くの自衛隊員とその家族が居住していることなどにより、本町の子どもの割合は周辺市町村と比べるとやや高くなっていますが、これまでの推移をみると、この4年間で137人（年平均約34人）減少しており、本町においても少子化が徐々に進んでいることがわかります。

■18歳未満人口と総人口に占める割合

（単位：人、％）



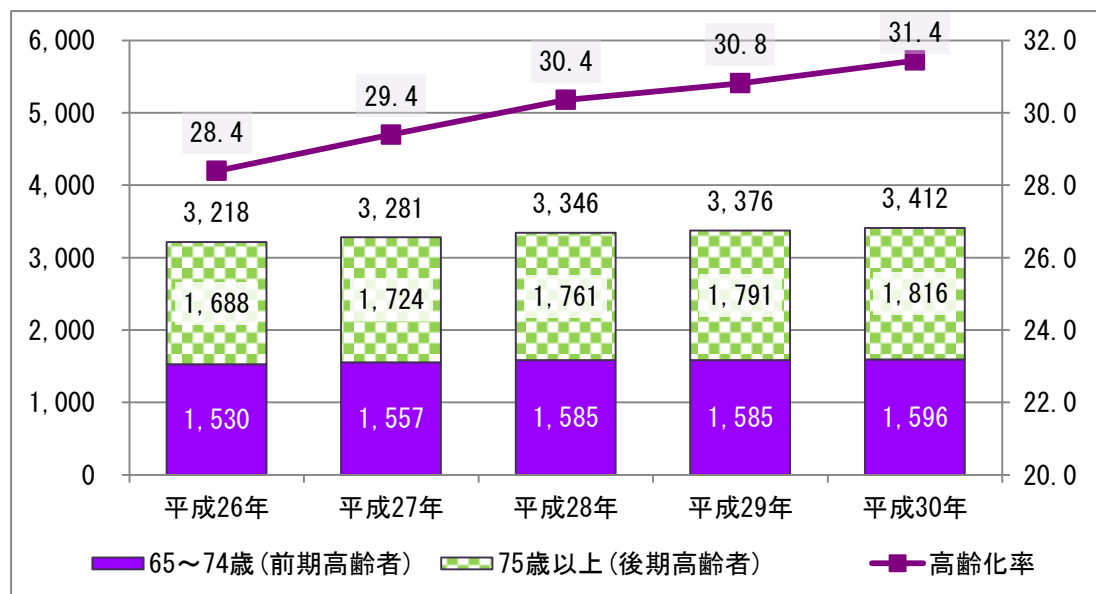
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

（２）高齢者

高齢者数の推移をみると、一貫して増加傾向にあります。この4年間で65～74歳（前期高齢者）人口は66人、75歳以上（後期高齢者）人口は128人増加しています。2025年には団塊の世代が後期高齢者となることが見込まれていることから、今後後期高齢者人口がさらに増加することが予想されます。

■高齢者数と高齢化率の推移

（単位：人、％）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

また、高齢者世帯（国勢調査）についてみると、高齢化と核家族化に伴って高齢単身者世帯と高齢夫婦世帯はともに増加傾向にあります。平成22年から平成27年の5年間で高齢単身者世帯は93世帯、高齢夫婦世帯は68世帯増加し、ともに著しい増加となっています。

■高齢者のいる世帯数の推移

（単位：世帯、％）

世帯区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	4,363	4,501	4,375	4,317
高齢単身者世帯	255	352	399	492
（一般世帯比）	5.8	7.8	9.1	11.4
高齢夫婦世帯	524	644	713	781
（一般世帯比）	12.0	14.3	16.3	18.1

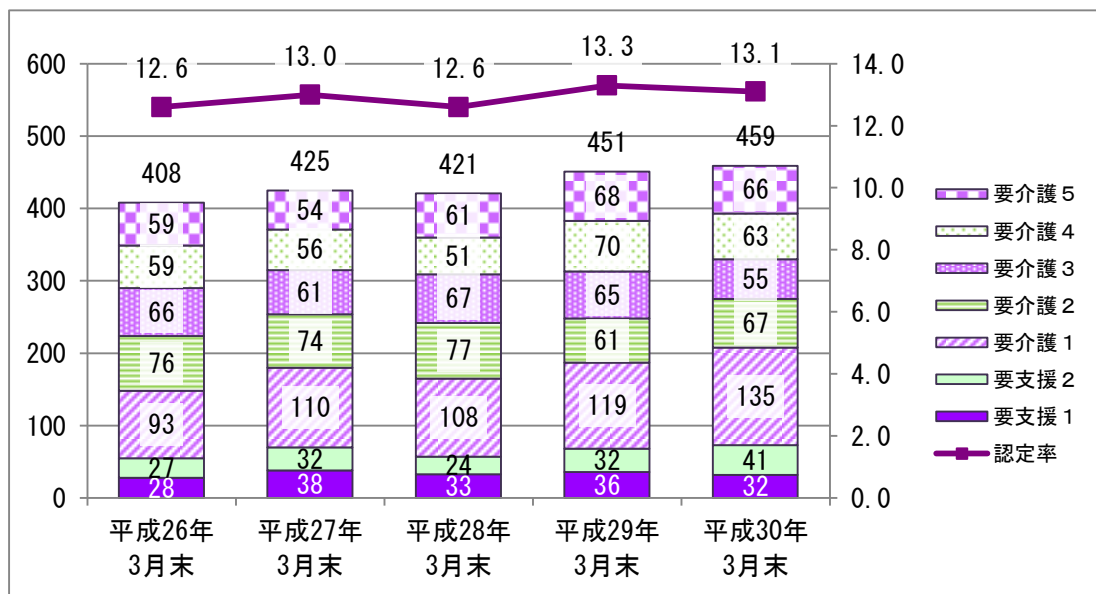
資料：国勢調査

平成26年3月末から平成30年3月末における要介護・要支援認定者数についてみると、増加傾向で推移しています。

2025年には団塊の世代が後期高齢者となるため、今後は要介護・要支援認定者数がさらに増加すると見込まれます。また、ひとり暮らし高齢者の増加も予想されることから、日常的な困りごとへの支援など、生活支援に関するニーズが拡大することが予想されます。

■要介護・要支援認定者数の推移

(単位：人、%)



資料：地域包括ケアシステム「見える化」システム（各年3月31日）

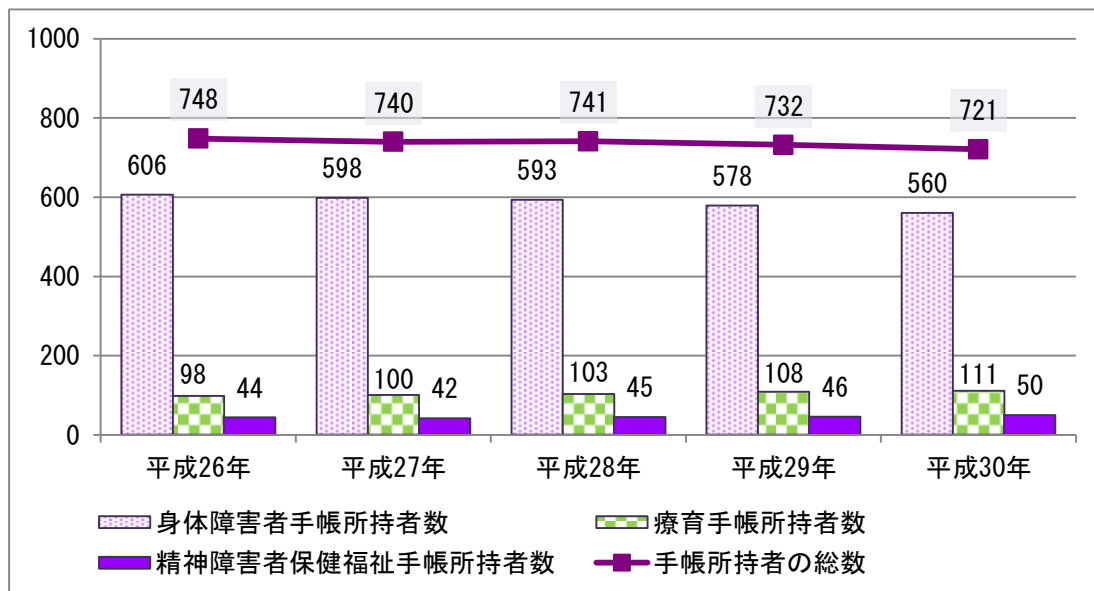
(3) 障がい者

本町に居住する障害者手帳所持者数をみると、総数は微減傾向で推移しています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移し、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

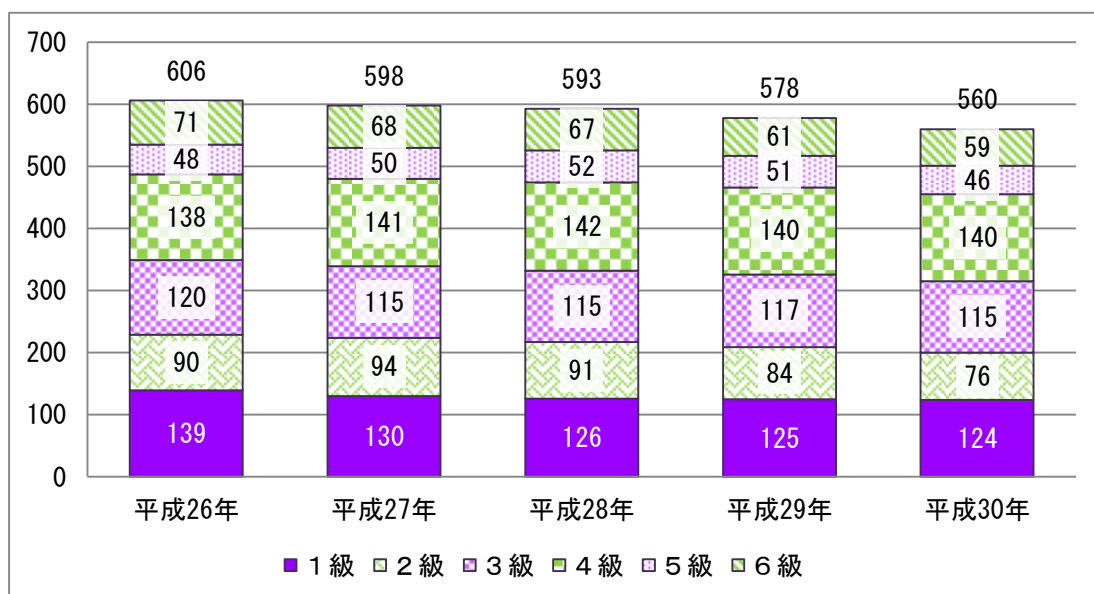


資料：保健福祉課（各年4月1日）

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、中でも「1級」・「2級」の重度の人と「6級」の最軽度の人が増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

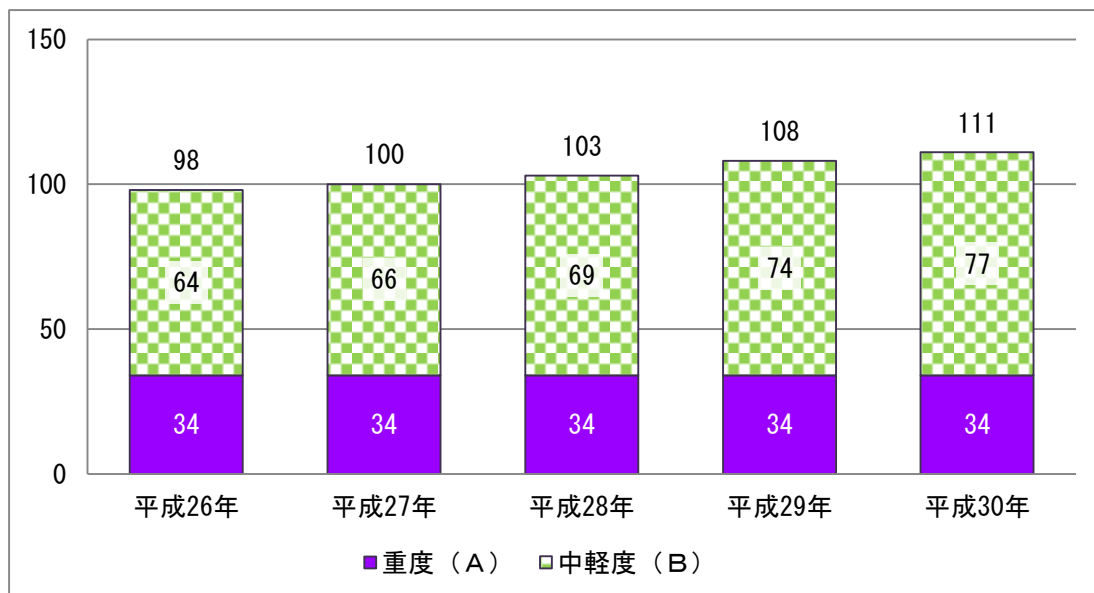


資料：保健福祉課（各年4月1日）

療育手帳所持者数は、平成26年度には98人でしたが、平成30年度には111人と、4年間で13人の増加となっています。このうち、「重度（A）」は横ばいで推移していますが、「中軽度（B）」は増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

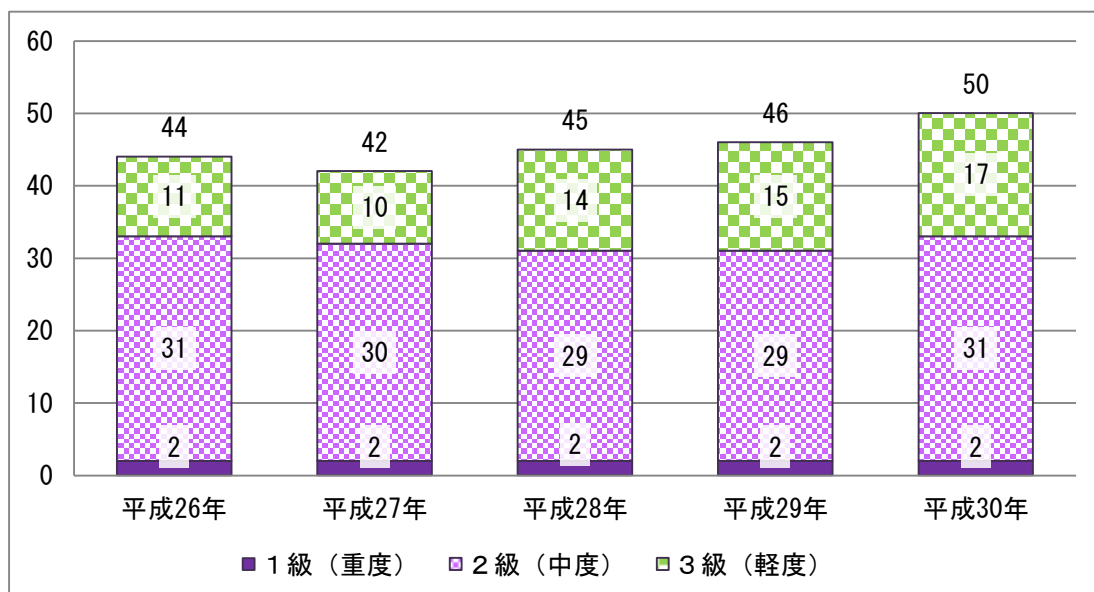


資料：保健福祉課（各年4月1日）

精神障害者保健福祉手帳所持者数についても増加傾向にあり、平成30年度には50人となっています。特に「3級（軽度）」が増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）



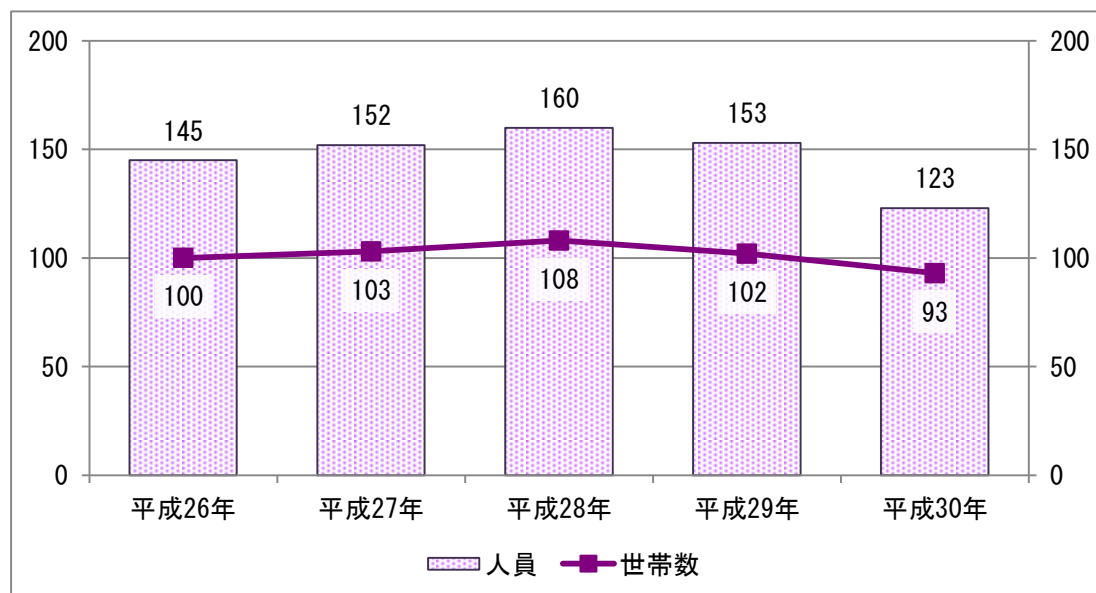
資料：保健福祉課（各年4月1日）

（４）生活保護世帯

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員は次のとおりとなっています。生活保護世帯・人員ともに平成28年度をピークに減少傾向にあります。

■生活保護の受給世帯と世帯に属する人員

（単位：世帯、人）



資料：保健福祉課（各年4月1日）

(5) 自殺者

本町の自殺者数は、平成25年と平成26年に1人、平成29年に3人となっています。

なお、わが国の自殺者数は減少傾向にあるものの、年間2万人を超えており、自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、社会全体で自殺対策に取り組むことが求められています。

■自殺者数の推移

(単位：人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自殺者数		1	1	0	0	3
自殺死亡率		8.63	8.70	0	0	27.31
20歳未満		0	0	0	0	0
20—29歳		0	0	0	0	0
30—39歳		0	0	0	0	(男性)1
40—49歳		(男性)1	0	0	0	(女性)1
50—59歳		0	0	0	0	0
60—69歳		0	(女性)1	0	0	0
70—79歳		0	0	0	0	0
80歳以上		0	0	0	0	(女性)1
全 国	自殺者数	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127
	自殺死亡率	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52
北海道	自殺者数	1,216	1,130	1,094	978	970
	自殺死亡率	22.25	20.68	20.14	18.11	18.06

注)「自殺死亡率」とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

3. 地域福祉を担う団体等の状況

(1) 社会福祉協議会

「社協」の略称で知られている社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設置された社会福祉法人で、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした、非営利の民間組織です。

上富良野町社会福祉協議会は、町民の協力や民生委員・児童委員、社会福祉関係者など関係機関・団体との連携のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指して各種福祉サービスの提供や相談活動の推進、ボランティア活動の支援など、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭の人などから生活上の問題や家庭関係の悩みなどの相談を受けたとき、指導や助言、福祉制度の紹介などを行う地域福祉の担い手です。

本町では、平成30年4月1日現在、各地区を担当する32人の民生委員・児童委員と、2人の主任児童委員が活動しています。

(3) 福祉推進員・福祉係

福祉推進員・福祉係は、地区内の福祉の問題・要望を把握し、民生委員・児童委員などと連携しながら、助け合い活動を展開し、地域住民とともに「福祉のまちづくり」を広げていく推進役です。

本町では、平成30年4月1日現在、住民会の単位で25人の福祉推進員が活動しているほか、町内会等の単位で78人の福祉係が活動しています。

（４）ボランティア団体・NPO法人

自主的に社会事業等に参加し、奉仕活動を行うボランティア団体は、平成 30 年 4 月 1 日現在、登録団体数は 7 団体、登録団体加入者数は 361 人となっています。

これまでの推移をみると、団体数は平成 30 年度から 1 団体減り、加入者数は 4 年間を通じて減少傾向にあります。

また、社会的な問題に営利を目的とせずに取り組むNPO法人については、本町には3法人あり、そのうち1法人は高齢者福祉、1法人は障がい者福祉を主な支援目的として活動しています。

■ボランティア団体等の状況

（単位：団体、人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
登録団体数	8	8	8	8	7
登録団体加入者数	441	407	379	377	361

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）

4. 町民・関係団体等の意識とニーズ

本町では、本計画策定への町民・関係団体等の意識やニーズの反映を重視し、町民アンケート調査と関係団体等意向調査を行いました。

(1) 町民アンケート調査にみる町民の意識とニーズ

町民アンケート調査は、平成30年7月～8月に、18歳以上の町民1,000人（無作為抽出）を対象に郵送法で実施したもので、有効回収数は390、有効回収率は39.0%となっています。

調査結果の中から、代表的な設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

①近所との関係

“親しいつきあいの人がいる”が35.1%、「立ち話をする程度の人がいる」が36.7%、“つきあいはあまりない”が26.1%

“親しいつきあいの人がいる”（「困ったときに助け合う親しい人がいる」と「お互いに訪問し合う人がいる」の合計）という人が35.1%、「立ち話をする程度の人がいる」という人が36.7%、“つきあいはあまりない”（「会えばあいさつをする程度の人がいる」と「ほとんど近所づきあいはない」の合計）という人が26.1%で、親しいつきあいやある程度のつきあいを行っている人が多いことがうかがえます。

■近所との関係

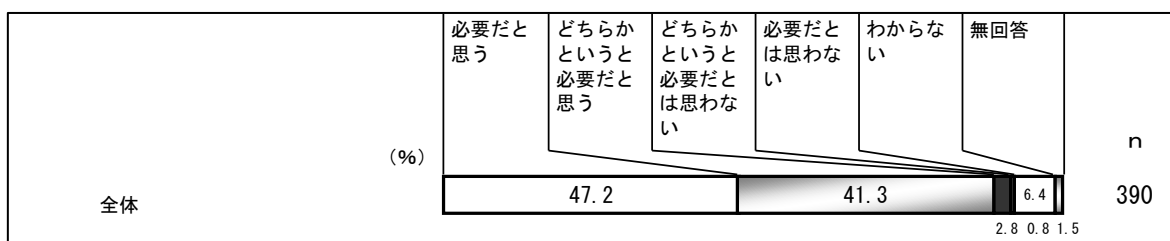
	困ったときに助け合う親しい人がいる	お互いに訪問し合う人がいる	立ち話をする程度の人がいる	会えばあいさつをする程度の人がいる	ほとんど近所づきあいはない	無回答	n
全体	22.3	12.8	36.7	20.5	5.6	2.1	390

②地域住民が自主的に支え合い助け合う関係が必要か

“必要だと思う”が88.5%、“必要だとは思わない”が3.6%。

「必要だと思う」と答えた人が最も多く47.2%、次いで「どちらかという必要だと思う」と答えた人が41.3%で、これらをあわせた“必要だと思う”という人が88.5%と9割弱にのぼっています。これに対し、“必要だとは思わない”という人（「どちらかという必要だとは思わない」と「必要だとは思わない」の合計）は3.6%とごくわずかで、ほとんどの人が地域住民同士の支え合い助け合いの必要性を感じていることがうかがえます。

■地域住民が自主的に支え合い助け合う関係が必要か

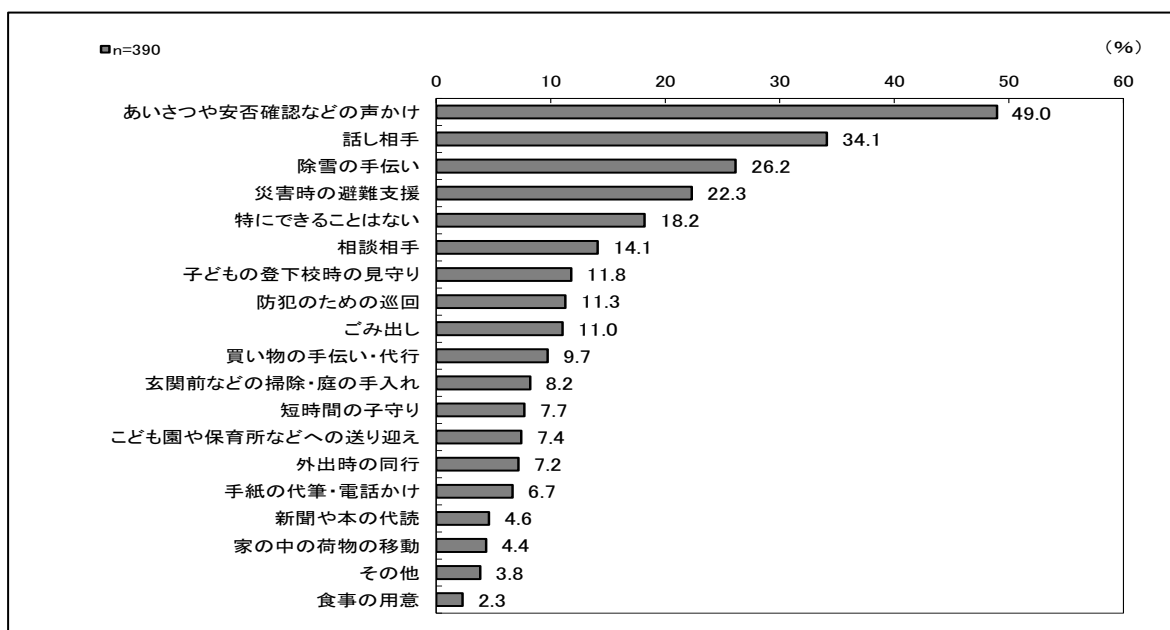


③支援が必要な世帯に対して支援や協力できること

「あいさつや安否確認などの声かけ」が第1位。次いで「話し相手」、「除雪の手伝い」、「災害時の避難支援」の順。

「あいさつや安否確認などの声かけ」（49.0%）が第1位にあげられ、次いで「話し相手」（34.1%）が第2位、「除雪の手伝い」（26.2%）が第3位、「災害時の避難支援」（22.3%）が第4位となっており、声かけや話し相手といった比較的負担の少ない支援をはじめ、除雪や避難支援に協力できるという人が多くなっています。

■支援が必要な世帯に対して支援や協力できること



④福祉ボランティア活動などへの参加状況・参加意向

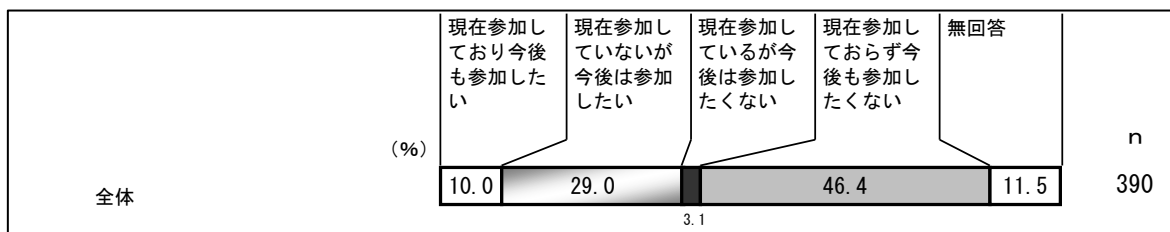
現在、“参加している”人が13.1%、“参加していない”人が75.4%。

今後、“参加したい”人が39.0%、“参加したくない”人が49.5%。

参加状況については、“参加している”人（「現在参加しており今後も参加したい」と「現在参加しているが今後は参加したくない」の合計）が13.1%と1割強、一方、“参加していない”人（「現在参加していないが今後は参加したい」と「現在参加しておらず今後は参加したくない」の合計）が75.4%と8割弱なっています。

また、今後の参加意向については、“参加したい”人（「現在参加しており今後も参加したい」と「現在参加していないが今後は参加したい」の合計）が39.0%と約4割、一方、“参加したくない”人（「現在参加しているが今後は参加したくない」と「現在参加しておらず今後は参加したくない」の合計）が49.5%と約半数となっています。

■福祉ボランティア活動などへの参加状況・参加意向

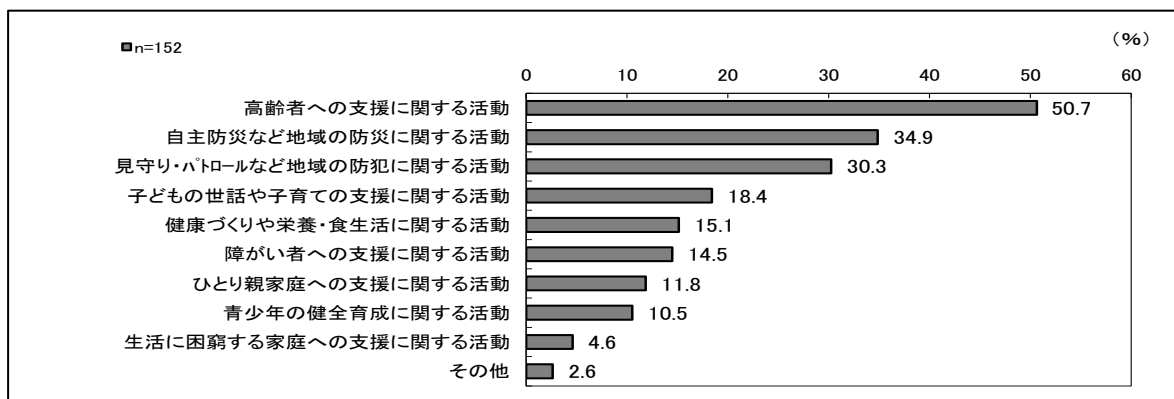


⑤今後参加したい活動

「高齢者への支援に関する活動」が第1位。次いで「自主防災など地域の防災に関する活動」、「見守り・パトロールなど地域の防犯に関する活動」の順。

前問で“参加したい”と答えた人が今後参加したい活動は、「高齢者への支援に関する活動」（50.7%）が第1位にあげられ、次いで「自主防災など地域の防災に関する活動」（34.9%）が第2位、「見守り・パトロールなど地域の防犯に関する活動」（30.3%）が第3位となっており、高齢化が進む中、地域の高齢者への支援をはじめ、防災・防犯など地域の安全・安心に関する活動に参加したいという人が多くなっています。

■今後参加したい活動

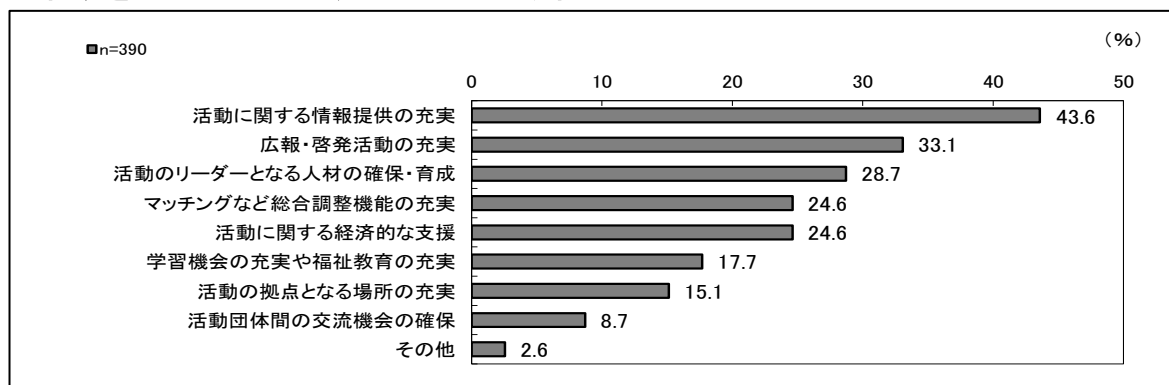


⑥活動をもっと盛んにするために取り組むべきこと

「活動に関する情報提供の充実」が第1位。次いで「広報・啓発活動の充実」、
「活動のリーダーとなる人材の確保・育成」の順。

「活動に関する情報提供の充実」(43.6%)が第1位にあげられ、次いで「広報・啓発活動の充実」(33.1%)が第2位、「活動のリーダーとなる人材の確保・育成」(28.7%)が第3位となっており、活動に関する情報提供が最も重視されているほか、広報・啓発活動やリーダーの育成も求められていることがうかがえます。

■活動をもっと盛んにするために取り組むべきこと

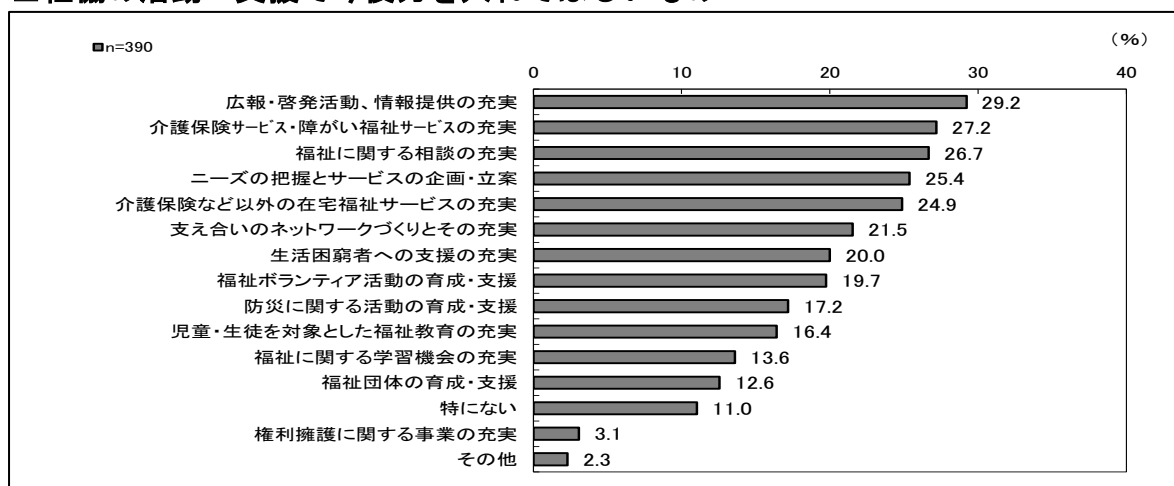


⑦社協の活動・支援で今後力を入れてほしいもの

「広報・啓発活動、情報提供の充実」が第1位。次いで「介護保険サービス・障がい福祉サービスの充実」、「福祉に関する相談の充実」、「ニーズの把握とサービスの企画・立案」、「介護保険など以外の在宅福祉サービスの充実」の順。

「広報・啓発活動、情報提供の充実」(29.2%)が第1位、「介護保険サービス・障がい福祉サービスの充実」(27.2%)が第2位、「福祉に関する相談の充実」(26.7%)が第3位、「ニーズの把握とサービスの企画・立案」(25.4%)が第4位、「介護保険など以外の在宅福祉サービスの充実」(24.9%)が第5位となっており、福祉に関する広報・啓発や情報提供、相談の充実と、各種サービスの充実が求められていることがうかがえます。

■社協の活動・支援で今後力を入れてほしいもの

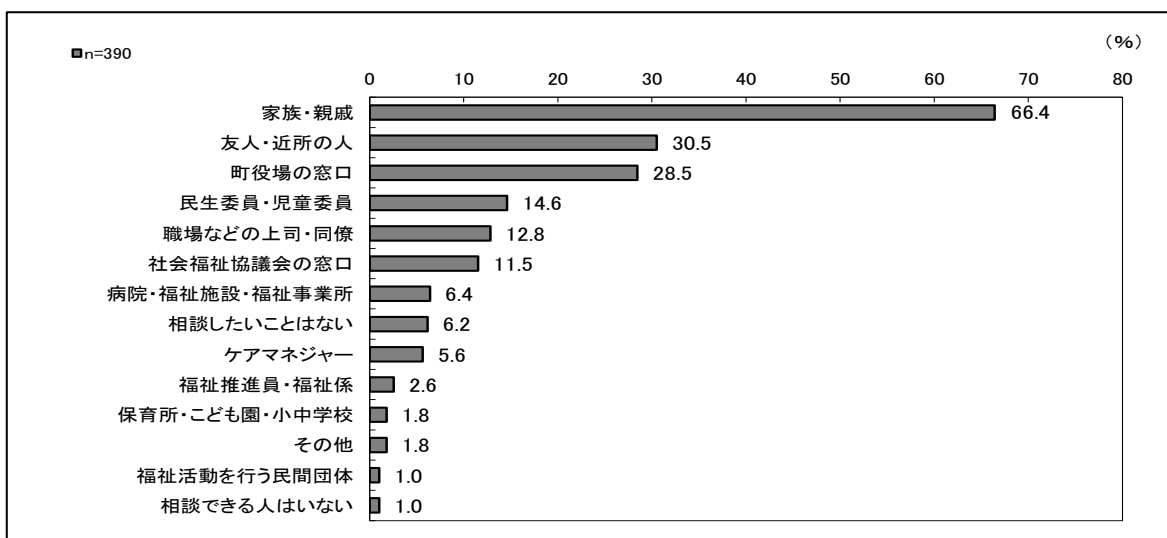


⑧暮らしの問題で困ったときの相談先

「家族・親戚」が他を引き離して第1位。次いで「友人・近所の人」、「町役場の窓口」の順。

「家族・親戚」（66.4%）が他を引き離して第1位にあげられ、次いで「友人・近所の人」（30.5%）が第2位、「町役場の窓口」（28.5%）が第3位となっており、やはり最も身近な家族や親戚が主な相談先となっていること、友人・近所の人や町役場の窓口も3割弱の人が相談先として考えていることがわかります。

■暮らしの問題で困ったときの相談先

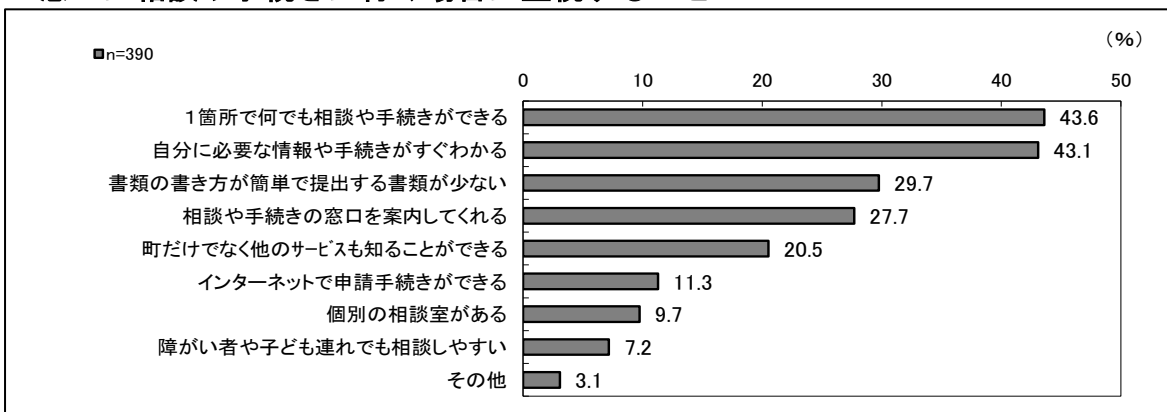


⑨窓口に相談や手続きに行く場合に重視すること

「1箇所で何でも相談や手続きができる」と「自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」が他を引き離して第1・2位を占める。

「1箇所で何でも相談や手続きができる」（43.6%）と「自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」（43.1%）がほぼ同率で他を引き離して第1・2位を占めており、1箇所で済むこと、わかりやすいことが特に重視されていることがうかがえます。

■窓口に相談や手続きに行く場合に重視すること

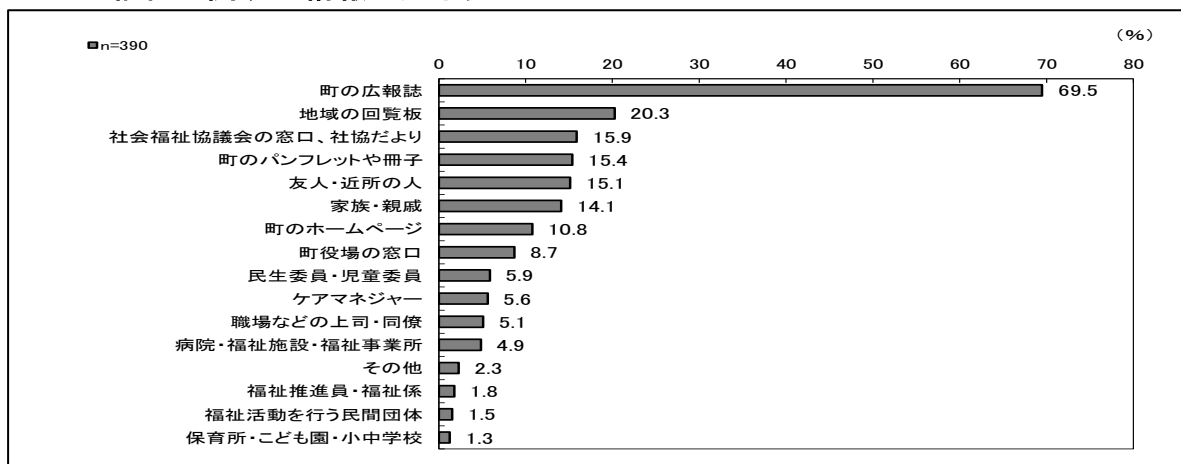


⑩町の福祉に関する情報の入手先

「町の広報誌」が他を大きく引き離して第1位。次いで「地域の回覧板」、「社会福祉協議会の窓口、社協だより」の順。

「町の広報誌」(69.5%)が他を大きく引き離して第1位にあげられ、広報誌が町の福祉情報の提供に大きな役割を果たしていることがあらためてうかがえます。その他では、「地域の回覧板」(20.3%)、「社会福祉協議会の窓口、社協だより」(15.9%)、「町のパンフレットや冊子」(15.4%)などの順で、全体的にみると、人や施設・団体等よりも紙媒体が主流になっていることがうかがえます。

■町の福祉に関する情報の入手先

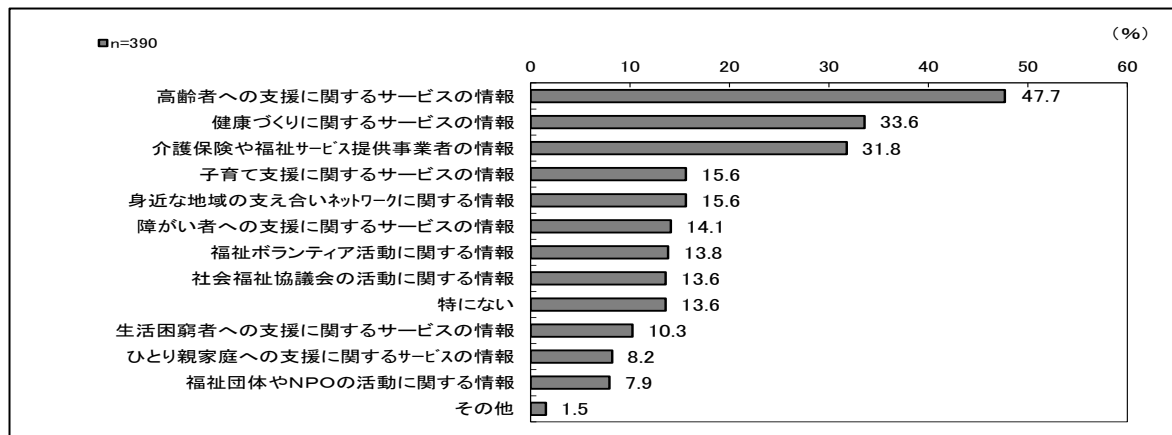


⑪町の福祉に関して知りたい情報

「高齢者への支援に関するサービスの情報」が他をやや引き離して第1位。次いで「健康づくりに関するサービスの情報」、「介護保険や福祉サービス提供事業者の情報」の順。

「高齢者への支援に関するサービスの情報」(47.7%)が他をやや引き離して第1位にあげられ、次いで「健康づくりに関するサービスの情報」(33.6%)が第2位、「介護保険や福祉サービス提供事業者の情報」(31.8%)が第3位となっており、高齢者支援や健康づくりのサービス、サービス提供事業者の情報を知りたいと思っている町民が多いことがうかがえます。

■町の福祉に関して知りたい情報



⑫自身や親族が成年後見制度を利用したいか

「はい」が45.9%、「わからない」が32.8%、「いいえ」が14.4%。

自身や親族が、認知症等により判断が十分にできなくなったときに、成年後見制度を利用したいかどうかをたずねたところ、「はい」と答えた人が最も多く45.9%、次いで「わからない」という人が32.8%、「いいえ」と答えた人が14.4%となっており、半数弱の人が利用したいという意向を示しています。

■自身や親族が成年後見制度を利用したいか

	はい	いいえ	わからない	無回答	n
全体 (%)	45.9	14.4	32.8	6.9	390

⑬最近死にたいと思うほどの悩みやストレスを感じたか

“あった”という人が10.0%。

「なかった」と答えた人が最も多く83.1%、「たまにあった」という人が7.9%、「よくあった」という人が2.1%となっており、「たまにあった」と「よくあった」をあわせた“あった”という人が10.0%と1割となっています。

■最近死にたいと思うほどの悩みやストレスを感じたか

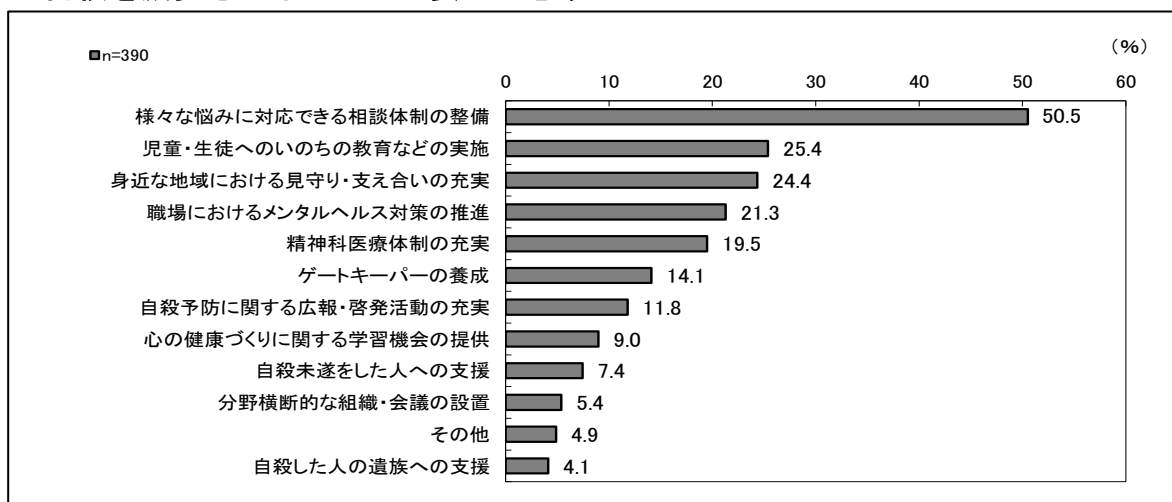
	よくあった	たまにあった	なかった	無回答	n
全体 (%)	2.1	7.9	83.1	6.9	390

⑭自殺を減少させるために重要だと思うこと

「様々な悩みに対応できる相談体制の整備」が他を引き離して第1位。次いで「児童・生徒へのいのちの教育などの実施」、「身近な地域における見守り・支え合いの充実」、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」、「精神科医療体制の充実」の順。

「様々な悩みに対応できる相談体制の整備」(50.5%)が他を引き離して第1位にあげられ、次いで「児童・生徒へのいのちの教育などの実施」(25.4%)が第2位、「身近な地域における見守り・支え合いの充実」(24.4%)が第3位、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」(21.3%)が第4位、「精神科医療体制の充実」(19.5%)が第5位となっており、相談体制が特に重視されているほか、子どもに対するいのちの教育や地域での見守り、職場でのメンタルヘルス対策、精神科医療体制も重視されています。

■自殺を減少させるために重要だと思うこと

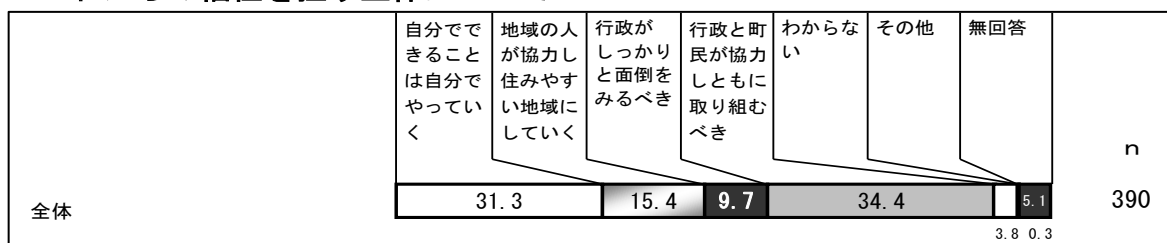


⑮これからの福祉を担う主体について

「行政と町民が協力しともに取り組むべき」が34.4%、「自分でできることは自分でやっていく」が31.3%、「地域の人々が協力し住みやすい地域にしていこう」が15.4%、「行政がしっかりと面倒をみるべき」が9.7%。

「行政と町民が協力しともに取り組むべき」と答えた人が最も多く34.4%、次いで「自分でできることは自分でやっていく」という人が31.3%、「地域の人々が協力し住みやすい地域にしていこう」という人が15.4%、「行政がしっかりと面倒をみるべき」という人が9.7%、「わからない」という人が3.8%となっており、「行政と町民が協力して」と「自分のことは自分で」と考える人が多いことがうかがえます。

■これからの福祉を担う主体について

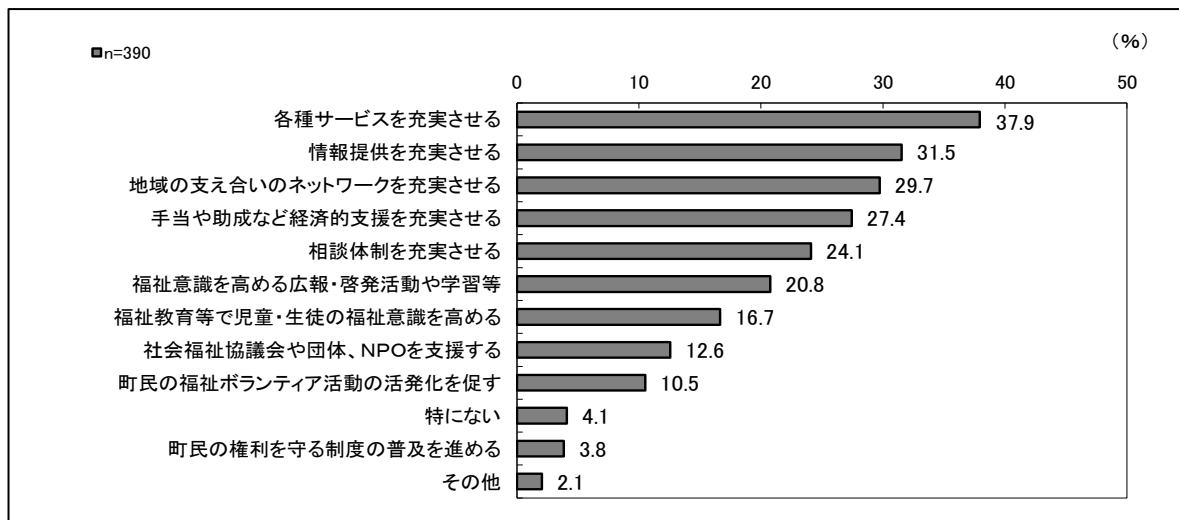


⑩町としてどのような福祉の取り組みが重要か

「各種サービスを充実させる」が第1位。次いで「情報提供を充実させる」、「地域の支え合いのネットワークを充実させる」、「手当や助成など経済的支援を充実させる」、「相談体制を充実させる」の順。

「各種サービスを充実させる」(37.9%)が第1位、次いで「情報提供を充実させる」(31.5%)が第2位、「地域の支え合いのネットワークを充実させる」(29.7%)が第3位、「手当や助成など経済的支援を充実させる」(27.4%)が第4位、「相談体制を充実させる」(24.1%)が第5位で、各種サービスをはじめ、情報提供や地域の支え合い、経済的支援、相談体制が重視されています。

■町としてどのような福祉の取り組みが重要か



（２）関係団体等意向調査にみる関係団体等の意見・提言

関係団体等意向調査は、平成 30 年 9 月～10 月に、町の地域福祉・自殺対策にかかわりのある団体・事業所等を対象に記述式の調査シートの配布・回収（郵送）により実施したもので、地域福祉関連では 14 の関係団体等、自殺対策関連では 16 の関係団体等から回答が得られました。

調査結果の中から、主要な意見・提言等を抜粋・要約すると、次のとおりです。

【地域福祉関連】

	主要な意見・提言等（抜粋・要約）
町に足りない 地域福祉施策	○制度を横につなぎ、制度運用等を行政と考えていくことができる相談機関の設置。 ○受け入れできる施設及び労働力の確保。 ○町民が困ったときに相談できる窓口の見直し。 ○町民のコミュニティや福祉への関心を高める取り組みの推進。 ○福祉施策への町の予算の計上。 ○ふれあいサロン・ミニデイサービスの充実、介護支援者の育成と経費の支援。 ○小地域ネットワークづくりの促進・支援。 ○地域コミュニティの活性化（向こう三軒両隣の再現の強力な取り組みの推進）。 ○町内各事業所が一体となった福祉活動の展開。 ○世代間交流を深めるための取り組みの推進。 ○災害時の対応策の充実。 ○年金生活者に対する配慮（医療費等）。 ○事業所同士の交流。 ○こども園同士の横のつながりによる情報交換。
重点にすべき 地域福祉施策	○高齢者の交通機関の確保、歩道の整備。 ○福祉の目標と必要な社会資源の提示、必要なものに対する重点的な支援。 ○前期高齢者など元気な人に町内会活動やボランティア活動、見守り活動等に参加してもらえる仕組みづくり。 ○活動に参加しない町民へのアプローチ。 ○共生型地域福祉施策（児童・障がい・高齢の垣根がない福祉の考え）の推進。 ○地域防災対策の強化（防災対策の地域格差の解消）。 ○町の防災対策の一層の強化。 ○地域における交流スペース（地域の会館）の設置と「なじみの関係」づくり。 ○小地域ネットワークづくりの促進・支援（福祉推進員と福祉係の設置による要援護者等の見守りの推進）。 ○近所の少人数で特に縛りのない集まりを催すことの奨励。 ○町内各事業所の「見守り隊事業所」としての認定と福祉情報集約システムの構築。 ○町民等が福祉にかかわることが少しずつできるように導くための多角的なアプローチ。

【自殺対策関連】

	主要な意見・提言等（抜粋・要約）
自殺予防に関する提案 【町民や団体等の取り組み】	○自殺に関する正しい知識の共有。 ○ゲートキーパーとしての活動の推進。 ○行政への速やかな相談（こころの健康で困ったとき）。 ○早期の情報入手と家族・本人からの傾聴、専門家への連絡。 ○前向きでポジティブな方法を皆で相談し考える場づくり。 ○悩みや困りごとに応じた適切な相談先がわかるシステムづくり。 ○コミュニケーション（あいさつから）により孤立者をつくらない取り組みの推進。 ○健康診断時にカウンセリングを受けられるようなオプションメニューの設定。 ○従業員等に対する積極的なコミュニケーションや定期的な懇親会による孤立の防止。 ○相談窓口の設置。 ○悩みごと相談の実施。 ○労働環境の改善（従業員が働きやすい環境づくり）。 ○定年後の活動環境（働く場や社会貢献の場）づくり。 ○健診内容へのカウンセリングの追加。 ○関係団体で情報を共有し町としての対策案を話し合う場づくり。 ○自己有用感の充実を図るための取り組みの推進（社会教育活動、ボランティア活動の促進等）。
自殺予防に関する提案 【町の取り組み】	○自殺に関する正しい知識の普及。 ○ゲートキーパーの養成。 ○庁内及び外部機関との連携強化。 ○自死遺族への支援強化。 ○自殺対策に関する地域ネットワークづくり。 ○町内の自殺の実態分析と適切な形での町民への周知。 ○学童の自殺防止、いじめのない学校づくりの重点的推進。 ○自殺予防に関する町の取り組みの町民への周知。 ○町民・関係団体に対する町の自殺予防の取り組みに関する明確な方針の表明。 ○町内会等の会合への保健師のメンタルヘルス講師の派遣。 ○関係団体安全大会等への講師派遣による普及教育の推進。 ○ポスターなどによる身近な啓発活動の継続。 ○隣人同士のコミュニティの場づくりや声かけ運動の促進。 ○講演会や勉強会の開催。 ○悩みごと相談の実施。 ○学校における「いのちの授業」の実施。 ○相談窓口や方法についてのPRの継続。 ○チラシやパンフレットによるメンタルヘルスに関する情報提供。 ○気軽に専門家に相談できる窓口の設置。 ○相談体制の充実と各団体の取り組みの周知。 ○地域や町の見守り体制づくり。 ○児童・生徒の命を守るネットワーク体制の整備。

5. 第2次上富良野町地域福祉計画の取り組みの振り返り

平成26年度から平成30年度までを計画期間とする第2次上富良野町地域福祉計画においては、「支えあい、教えあい、育てあい、町民が安心して暮らせる温もりのあるまち」を基本理念に据え、①支えあい みんなで支えあうための福祉ネットワークづくり、②教えあい 安心して暮らせる地域社会づくり、③育てあい みんなで育てる福祉の環境づくりの3つの基本目標を設定し、それらに基づき町民、関係団体、行政がそれぞれの役割を担い、施策を進めてきました。

住民主体による支え合い活動の推進として、地域のふれあいサロン事業の推進と、ふれあいサロン事業のサポーター養成を行ったほか、地域の相談体制及び福祉サービスの充実を図ってきました。

また、平成28年4月に策定した避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、各住民会において個別支援計画が作成され、個別支援計画をより実効性のあるものにするため、各自主防災組織において防災士による研修会や出前講座を実施し、防災知識の普及啓発を進めてきました。

さらに、平成29年度からは子ども・子育て包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供するための相談窓口をワンストップ化し、相談支援体制の充実を図ってきました。

このように、概ね基本理念や基本目標に沿って、施策を展開してきましたが、小地域ネットワーク事業、ボランティアセンターの運営強化や、高齢者・障がい者等の権利擁護・成年後見を担う仕組みづくり、地域包括支援センターの機能強化など、町民と行政、事業者が連携した施策の展開が今後も重要であり、『地域共生社会』の実現に向けた取り組みに努めていくことが必要です。

6. 計画の基本課題

これまでみてきた地域福祉をめぐるわが国の動向や本町の現状、町民・関係団体等の意識とニーズ、第2次上富良野町地域福祉計画の取り組みの振り返り等を踏まえ、本町が地域福祉を推進するうえでの基本的な課題をまとめると、次のとおりです。

(1) 町全体の福祉意識の高揚

町民や関係団体をはじめとする多様な主体が、身近な地域の福祉活動に「我が事」として主体的に参画する『地域共生社会』を実現していくためには、町全体の福祉意識の高揚が必要不可欠です。

町民アンケート調査や関係団体等意向調査の結果においても、地域住民同士が支え合い助け合う関係の構築や、身近な地域における支え合いのネットワークづくりの必要性があらためてクローズアップされているほか、これらを実現するための意識啓発やきっかけづくりが特に重視されています。

このため、子どもから高齢者まで町民一人ひとりをはじめ、関係団体や民間事業者、行政など、町内のあらゆる主体に対し、福祉意識を高めるための広報・啓発活動や教育等をさらに強力に推進し、一人でも多くの人の福祉活動への参画を促していく必要があります。

(2) 新たな課題等に対応した分野を越えた連携

わが国全体で人口減少や少子高齢化が進む中、伝統的な家庭や地域の支え合いの力、いわゆる地域の福祉力の低下が顕著となっています。

本町においても例外ではなく、全国平均・北海道平均を上回る勢いで人口減少や高齢化が進む中、核家族や高齢者のみの世帯が増加するなど家族形態が大きく変化し、地域住民同士のつながりの希薄化、地域における担い手の不足や高齢化といった状況がみられ、家庭や地域で支え合い助け合う力が低下してきています。

また、これらに伴い、ダブルケア（育児と介護の同時進行）やひきこもりなど、複合的な課題や制度の狭間の問題なども出てきているほか、見守り活動の促進や就労の支援、住まいの支援、権利擁護の推進など、各福祉分野で共通して取り組むべき課題も存在しています。

このため、これからの地域福祉は、こうした新たな課題等を十分に踏まえ、分野を越えた連携により横断的に取り組む体制を整備し、総合的に推進していく必要があります。

（３）包括的な相談支援体制の整備

町民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるようにするためには、福祉や介護、生活支援などの様々な情報が集約され、情報提供やサービスの紹介等が行える全世代・全対象型の包括的な相談支援体制を整備していく必要があります。

町民アンケート調査や関係団体等意向調査の結果においても、情報提供や相談の充実を求める声が特に強くなっています。

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等の分野の垣根を越えた、複数分野の困りごとにも対応することができ、状況に応じて専門家につないだり、必要なサービスを紹介・調整したりすることができる相談支援機関の存在は、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担うことが期待されます。

このため、本町においても、関係機関・団体等との連携のもと、包括的な相談支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

（４）だれも自殺に追い込まれることのない地域づくり

近年、わが国の自殺者数は減少傾向にありますが、経済・生活問題に起因する自殺が急増しており、社会的な要因が大きいとみられることから、自殺対策は、個人だけではなく、社会全体で取り組むべき課題の一つとなっています。

本町においても、町内における自殺の状況や国の動向等を踏まえ、だれも自殺に追い込まれることのない地域づくりに向けた具体的な取り組みを進めていく必要があります。

第3章 計画の目指す方向

1. 将来像

これからの福祉においては、地域住民自らが主体的・創造的に自分らしく生きる努力を行うことを基本に、支援が必要となったときに、適切かつ質の高いサービスを主体的に選択することができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を、みんなの力で築き上げていくことが求められています。

また、本町の最上位計画である「第6次上富良野町総合計画（かみふ未来ビジョン）」では、将来像である『暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの』の実現に向け、6つの分野目標が設定されていますが、その2番目に、『みんなが元気になる健康・福祉のまち』が掲げられており、子どもから高齢者まで、すべての町民が支え合い助け合いながら元気に安心して暮らすことができ、誇りを持てるふるさとを目指すこととしています。

これらのことを踏まえ、本計画の将来像を次のとおり定め、その実現に向けた取り組みを積極的に進めていきます。

みんなが元気になる共生のまち・かみふらの

2. 基本目標

(1) 分野横断的な取り組みの推進

高齢者の福祉、障がい者の福祉、子どもの福祉、その他の福祉において共通して取り組むべき課題、分野を越えた複合的な課題、制度の狭間の問題などに対し、分野横断的に取り組む体制を整備し、関係機関と連携しながら解決策を打ち出し、総合的に推進します。

また、庁内各部門の連携及び関係機関・団体等との連携をさらに強化し、包括的な情報提供・相談支援体制の整備に取り組みます。

(2) 支え合う意識の醸成と人づくり

社会福祉協議会等との連携のもと、広報・啓発活動の推進や学習機会の提供、児童・生徒に対する福祉教育の推進等により、町民一人ひとりの支え合う意識の醸成を図ります。

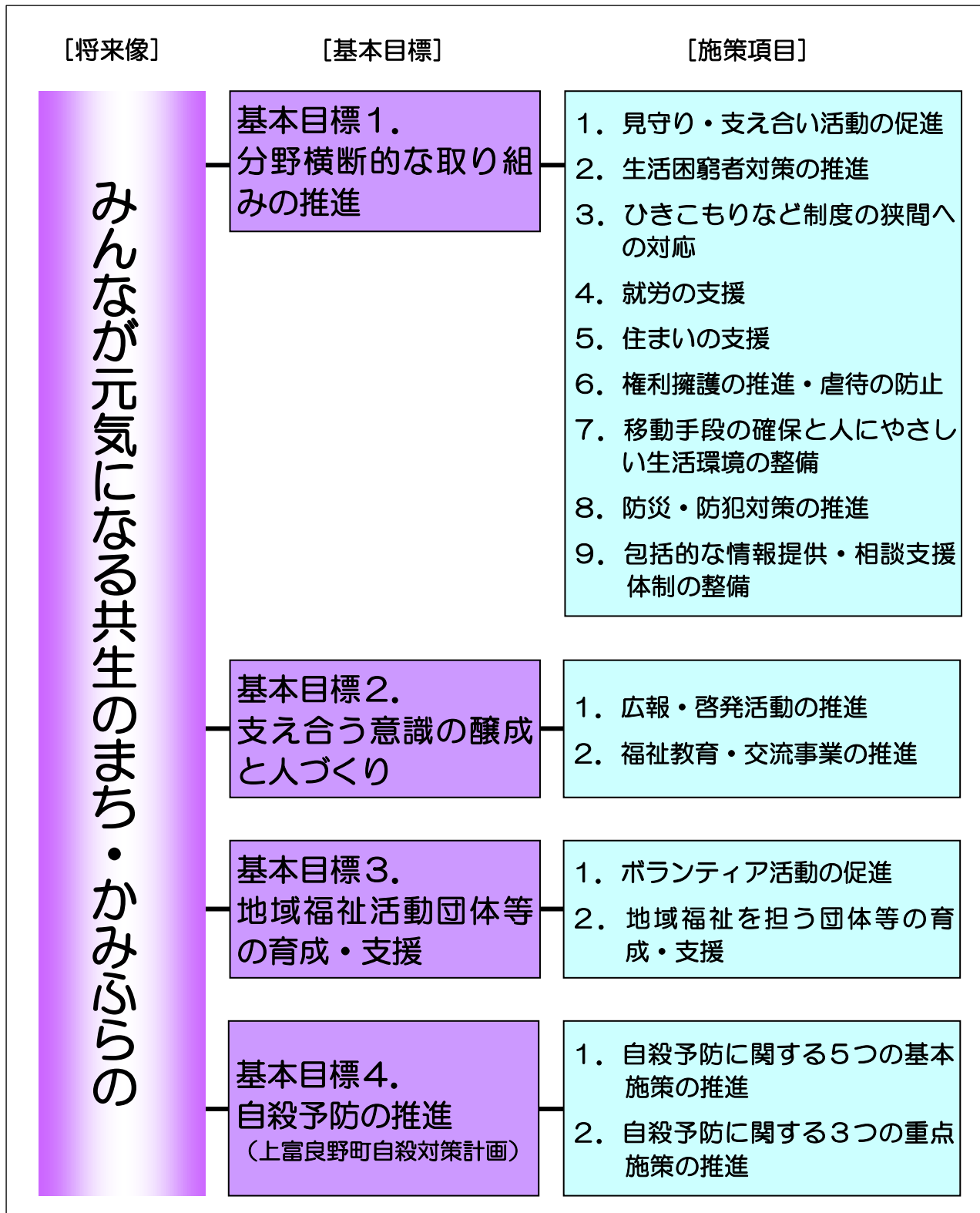
(3) 地域福祉活動団体等の育成・支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員やボランティア団体、NPO法人など、地域福祉を担う団体等の育成・支援を行います。

(4) 自殺予防の推進（上富良野町自殺対策計画）

自殺予防に関する関係機関・団体等のネットワークづくりを進めるとともに、広報・啓発活動や教育の推進、自殺対策を支える人材の育成をはじめ、それぞれの世代等に応じた自殺予防を推進します。

3. 計画の体系



第4章 計画の内容

基本目標 1. 分野横断的な取り組みの推進

1. 見守り・支え合い活動の促進

現状と課題

人口減少や高齢化が進む中、本町においても、高齢者や障がい者、子ども、災害時要支援者など、見守りや支援が必要な人は数多く存在しています。

こうした人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、最も身近な近隣住民による見守りや声かけを促していくとともに、民生委員・児童委員による見守り活動や小地域における組織的な見守り・支え合い活動、交流・仲間づくり活動等の充実を促進していく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
1-1-1. 近隣住民による見守り・声かけの促進	広報誌・ホームページや地域住民が集まる会合等を通じて、地域における見守りや声かけの大切さについて啓発し、隣近所での自主的な見守りや声かけを促します。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-1-2. 民生委員・児童委員による見守り活動等の促進	情報共有体制の充実など、活動しやすい環境づくりを進め、民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り・訪問活動の充実を促進します。	・保健福祉課

施 策	内 容	担 当
1-1-3. 小地域ネットワーク事業 (小地域ネットワーク及びふれあいサロン等に関する事業)の展開	関係機関・団体相互の連携を強化し、福祉推進員や福祉係による地域の困りごとの相談・支援活動の充実促進、サポーターの確保及び資質の向上を図り、ふれあいサロン事業の充実促進、ふれあい昼食会の開催など、見守り・支え合いや閉じこもり予防、仲間づくり等に向けた小地域ネットワーク事業の一層の展開を図ります。	・ 社会福祉協議会
1-1-4. 子どもの見守り活動の促進	子どもたちの安全確保に向け、学校、地域、関係機関・団体相互の連携を強化し、登下校時の見守り・声かけ活動の充実を促進します。	・ 教育振興課
1-1-5. 認知症高齢者等の見守り・捜索体制の充実	認知症高齢者等の見守り・支援を行う認知症サポーターの養成や認知症カフェ「ほっとカフェ」の運営の充実に努めるとともに、徘徊高齢者等捜索ネットワーク「おかえりネット」による捜索体制の維持・充実に努めます。	・ 保健福祉課 ・ 社会福祉協議会
1-1-6. 事業所等による見守り活動の促進	町内の事業所等へ見守り活動の重要性を周知し、賛同して見守り活動を行う事業所等を増やします。	・ 保健福祉課

2. 生活困窮者対策の推進

現状と課題

全国的に生活困窮者が増加する中、本町においても、高齢者や障がい者等が生活に困窮するケースが増えてきています。

こうした生活困窮者に対し、適切な相談・指導に努めるとともに、改正生活保護法（平成 26 年 7 月施行）や、生活保護に至る前の段階の生活困窮者を対象とした生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）に基づく援護制度の活用等を図り、生活の安定と自立を促していく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
1－2－1. 実態の把握と相談・指導 の推進	民生委員・児童委員等の協力を得ながら、援護を必要とする世帯の実態やニーズの的確な把握を行うとともに、適切な相談・指導を推進します。	・保健福祉課
1－2－2. 生活保護制度・生活困窮 者自立支援制度の適正運用	上川総合振興局等の関係機関と連携し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の周知と利用に関する助言・指導等を行い、必要な支援につなげていきます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1－2－3. 資金貸付制度・サポート 制度の周知	生活困窮者等の生活の安定を図るための福祉金庫や生活福祉資金貸付事業、緊急性を要する状態の人に現物支給を行う安心サポート制度の周知を図り、活用を促進します。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課

3. ひきこもりなど制度の狭間への対応

現状と課題

地域の中には、介護保険法や障害者総合支援法等による制度の狭間にいる人、既存の福祉サービスの対象にならない課題を抱え、何らかの援助を必要とする人等が存在しており、特に近年は、高齢者や障がい者等のひきこもりが増加し、社会問題となっています。

こうした制度の狭間にいる人について、早期に発見する体制づくりと、有効な支援施策の検討が求められます。

施 策

施 策	内 容	担 当
1-3-1. 早期発見の体制づくり	ひきこもり状態にある人など制度の狭間にいる人を早期に発見するため、民生委員・児童委員をはじめ、町民への訪問活動を定期的に行う様々な主体との協力体制の整備、ネットワークの形成を図ります。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-3-2. 有効な支援施策の検討・推進	庁内各部門相互の連携や、北海道ひきこもり相談支援センターをはじめとする広域的な専門機関等との連携を強化し、早期訪問、相談支援等の有効な支援施策について検討・推進します。	・保健福祉課
1-3-3. 生活支援コーディネーターと協議体の活用	主に高齢者を対象に、様々な困りごとや生活課題に対し、多様な主体による支援の組み合わせをコーディネートする生活支援コーディネーターと協議体の活用を図ります。	・保健福祉課

4. 就労の支援

現状と課題

就労は、自立した生活を営むための手段であるとともに、社会参加や生きがいづくりにつながるものであり、障がいの有無や年齢などに関わらず、すべての市民の暮らしにとって非常に重要なものです。

それぞれの市民の状況に応じ、能力を最大限に発揮して働くことができるよう、雇用を促進するための支援や働きやすい環境づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
1-4-1. ハローワーク等との連携 による就労支援	障がい者や生活困窮者、ひとり親家庭等の自立した生活を支援するため、ハローワークや地元事業所等と連携し、求人情報の提供など効果的な支援を行います。	・保健福祉課 ・企画商工観光課
1-4-2. 雇用に関する法制度等の 周知	広報活動等を通じて、事業所等や市民に対し、育児休業制度や介護休業制度、障害者雇用促進法などの法制度についての周知を図ります。	・保健福祉課 ・企画商工観光課
1-4-3. 働きやすい環境づくりに 向けた啓発・情報提供	子育て中の親や介護者、障がい者等が働きやすい環境づくりに向け、事業所等に対し、多様な働き方や仕事と育児・介護の両立が実現できる職場環境の整備を促す啓発・情報提供を行います。	・保健福祉課 ・企画商工観光課

5. 住まいの支援

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、それぞれの状況に応じた快適で安全・安心、便利な住まいの確保が必要不可欠です。

民間住宅の耐震化やリフォームを支援するとともに、高齢者や障がい者、低所得者等が暮らしやすい住環境の整備に努める必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
1-5-1. 民間住宅の住環境向上の支援	快適で安全・安心な住環境づくりに向け、民間住宅の耐震改修やリフォーム等の支援を行います。	・建設水道課
1-5-2. 高齢者・障がい者の住宅改修の支援	高齢者（介護認定者）や障がい者が不自由なく快適に暮らし、自立した日常生活を送ることができるよう、住宅改修の支援を行います。	・保健福祉課
1-5-3. 町営住宅の整備	町営住宅に関する計画の見直しを行い、人口や入居需要に見合った整備・管理戸数を定めるとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯などに配慮した整備を推進します。	・町民生活課

6. 権利擁護の推進・虐待の防止

現状と課題

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が低下している、あるいは不十分な人が財産管理や契約を行う際などに支援を行う成年後見制度、日常生活自立支援事業など、権利擁護のための制度は整備されつつありますが、利用者は少ないのが現状です。

社会的に弱い立場にある人の権利や財産等を守るため、権利擁護に関する取り組みの一層の周知を図り、その利用を促進していく必要があります。

また、子どもから高齢者まで、すべての市民が虐待や差別を受けることなく、地域で安心して生活を送ることができるよう、虐待の防止や早期発見、早期解消に向けた取り組みを充実させていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
1-6-1. 日常生活自立支援事業の 推進	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより適切な判断が難しい人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の使い方を提案・支援する日常生活自立支援事業の周知と利用促進に努めます。	・ 社会福祉協議会
1-6-2. 成年後見制度の普及	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、本人に代わって財産管理や身上監護などを行う援助者を選任し、本人を支援する成年後見制度の周知と利用促進に努めます。	・ 社会福祉協議会 ・ 保健福祉課
1-6-3. 成年後見制度の中核機関 の設置と法人後見等の導 入の検討・推進	成年後見制度の地域連携ネットワークを構築し機能させていくための中核機関の設置や、制度に欠かせない市民後見・法人後見の導入について検討・推進し、体制の強化を図ります。	・ 保健福祉課 ・ 社会福祉協議会

施 策	内 容	担 当
1-6-4. 虐待防止に関する法制度等の周知	広報活動等を通じて、事業所等や町民に対し、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法、児童虐待防止法などの法制度をはじめ、町の高齢者虐待防止事業実施要綱や障害者虐待防止事業実施要綱等についての周知を図ります。	・保健福祉課
1-6-5. 虐待の早期発見・早期対応	地域包括支援センターや障がい者虐待防止センター、要保護児童対策地域協議会を有効に活用し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	・保健福祉課

※ なお、成年後見制度の利用促進に関する具体的な取り組みについては、「第5章 上富良野町成年後見制度利用促進計画」を参照して下さい。

7. 移動手段の確保と人にやさしい生活環境の整備

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て中の親子を含め、町民だれもが不自由なく安全に安心して外出・移動することができる環境づくりが求められています。

このため、移動手段の確保を図るとともに、道路や公共施設等のバリアフリー化など人にやさしい生活環境の整備を進めていく必要があります。

また、冬期間の日常生活の維持と救急時の通路の確保を図るため、住宅の除雪を支援する必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
1-7-1. 高齢者・障がい者の移動 手段の確保	高齢者や障がい者の生活支援や閉じこもりの予防を目的とした予約型乗合タクシー事業をはじめ、要介護状態等の高齢者・障がい者等を特殊車両で移送する移送サービス事業、重度身体障がい者のためタクシー利用券給付事業など、移動手段の確保に努めます。	・総務課 ・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-7-2. 安全・安心な道路環境の 整備	高齢者や障がい者、子育て中の親子を含め、人々の歩行の安全確保と事故防止のため、関係機関と連携しながら、歩道の段差の解消や路上の障害物の除去をはじめ、安全・安心な道路環境の整備を進めます。	・建設水道課

施 策	内 容	担 当
1-7-3. 公共施設のバリアフリー化等の推進	既存の公共施設について、だれもが不自由なく安全に安心して利用できるよう、手すりやスロープの設置をはじめ、バリアフリー化を推進するとともに、新たな施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを導入し、すべての人が使いやすい建物・空間づくりを進めます。	・ 建設水道課
1-7-4. 民間建築物のバリアフリー化等の促進	不特定多数の人が利用する商業施設などの民間建築物について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を働きかけていきます。	・ 建設水道課
1-7-5. 除雪サービス等の実施	除雪が困難な高齢者世帯・障がい者世帯の冬期間の日常生活の維持と救急時の通路の確保を図るため、除雪サービスを実施するほか、ひとり暮らし・虚弱高齢者宅を対象としたボランティアによる屋根の雪下ろしサービスを実施します。	・ 保健福祉課 ・ 社会福祉協議会

8. 防災・防犯対策の推進

現状と課題

北海道胆振東部地震など地震や大雨等による大規模な自然災害が相次いで発生する中、また、これまで幾度も噴火を繰り返してきた活火山・十勝岳を抱える本町にとって、災害時の避難支援体制づくりは特に重要な課題です。災害による被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめるためには、行政による環境整備とともに、地域住民同士の相互の助け合いが必要です。

また、近年、全国的にひとり暮らし高齢者等を狙った特殊詐欺や、子どもが被害者となる犯罪が増加傾向にあります。悪質な犯罪に巻き込まれやすい高齢者や障がい者、子どもをはじめ、すべての町民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向け、防犯対策の充実にも力を入れていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
1-8-1. 災害時避難行動要支援者の避難支援体制の充実	災害時避難行動要支援者名簿の更新や、これに基づく各住民会（自主防災組織）による個別支援計画の更新を適宜行うとともに、個別支援計画を実効性のあるものとするため、住民会と連携した防災訓練を継続して実施します。	・総務課
1-8-2. 避難所の充実	避難所の実態に即した運用が行われるよう、防災備蓄品の整備を図りつつ、避難所管理者並びに自主防災組織・地域と協議を行いながら連携を深めていきます。また、関係機関と連携し災害ボランティアの組織体制について検討します。	・総務課

施 策	内 容	担 当
1－8－3. 防犯意識の啓発と実践活動の促進	町民の防犯意識の高揚に向け、広報・啓発活動や出前講座等を行うほか、地域における自主防犯体制の強化に向け、生活安全推進協議会をはじめ、地域や団体等が行う自主防犯活動の支援・促進に努めます。	・町民生活課
1－8－4. 消費者への啓発等の推進と消費生活相談の充実	消費者トラブルの防止・解消に向け、広報・啓発活動や出前講座等を行うとともに、広域的連携のもと、富良野消費生活センターにおける消費生活相談体制の充実に努めます。	・町民生活課

9. 包括的な情報提供・相談支援体制の整備

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て家庭等が、自らに適したサービスを自ら選択し、安心して利用するためには、町の保健・医療・福祉等に関する各種の施策やサービス、サービス提供事業者等の情報が適切に提供されることが必要不可欠です。

また、複雑多岐にわたる市民の困りごとに的確に対応するとともに、必要なサービスを紹介・調整したり、状況に応じて専門家につないだりするためには、相談支援体制の一層の強化が必要です。

本町では、情報提供や相談の充実を求める声が特に強くなっており、今後は、広報誌をはじめとする多様な媒体等を有効に活用しながら、情報提供のさらなる充実に努めるとともに、包括的な相談支援体制の整備に取り組んでいくことが必要です。

施 策

施 策	内 容	担 当
1-9-1. 情報の集約・共有化	庁内関係部門、関係機関・団体、事業者等との連携を強化し、情報の集約・共有化を図ります。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-9-2. 多様な媒体等を活用したわかりやすい情報提供の推進	広報誌や社協だよりをはじめ、パンフレットや手引き、ホームページ、各種会議、出前講座など、多様な媒体や機会を活用し、市民の視点に立ったわかりやすい情報提供を行います。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-9-3. だれもが利用しやすい情報環境づくり	ホームページ等による情報提供について、高齢者や障がい者を含め、だれもが支障なくアクセスし、情報を容易に得られるよう、表現方法や記載方法の工夫・配慮に努めます。	・総務課

施 策	内 容	担 当
1-9-4. 包括的な相談支援体制の 整備検討・推進	保健福祉課（地域包括支援センター、相談支援センター、子どもセンター、子ども・子育て包括支援センター）や社会福祉協議会をはじめとする各窓口の相談機能の一層の強化に努めるほか、各窓口の連携及び関係機関・団体等との連携のもと、様々な課題に一箇所で対応できる包括的な相談支援体制の整備について検討・推進します。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-9-5. ケアマネジメント機能の 充実	研修会の開催等によりケアマネジメントにかかわる専門職の資質・技術の向上に努めるほか、各分野のケアマネジメント機関の連携のもと、複合的な課題や制度の狭間の問題等にも対応できるケアマネジメント力の向上、新たに創設された共生型サービスに対応した専門職の育成・確保に努めます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
1-9-6. 身近な相談活動の推進	町民にとって身近な相談の場として、社会福祉協議会による心配ごと相談所の運営を行うほか、民生委員・児童委員や行政相談員・人権擁護委員など各分野における相談員の資質の向上を図り、相談活動の充実に努めます。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課 ・総務課

基本目標2. 支え合う意識の醸成と人づくり

1. 広報・啓発活動の推進

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが、自分たちが暮らす地域や福祉について、「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、関心を高めるとともに、支え合い助け合う心、他者を尊重し思いやる心を持つことが最も大切です。

このため、広報誌やホームページをはじめ、様々な媒体を通じ、支え合う意識やコミュニティ意識、人権を尊重する意識の啓発を積極的に進めていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
2-1-1. 支え合う意識の醸成に向けた広報・啓発活動の充実	町民の支え合う意識・コミュニティ意識の醸成に向け、広報誌やホームページ、各種会議をはじめ、多様な媒体や機会を活用し、広報・啓発活動の充実を図ります。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
2-1-2. 人権啓発の推進	差別や偏見、いじめ、虐待などがおきかない社会づくりに向け、学校教育や社会教育をはじめ、様々な場や機会を通じ、人権啓発を推進します。	・教育振興課 ・保健福祉課

2. 福祉教育・交流事業の推進

現状と課題

町民一人ひとりの支え合う意識の醸成を進め、これからの『地域共生社会』を担う人材を育成していくためには、広報・啓発活動の推進はもとより、教育活動の一環としての早い時期からの福祉教育の推進や、互いを理解し、ともに生き、ともに支え合うための交流機会の提供が必要です。

このため、小・中学生はもとより、地域住民も対象とした福祉教育を積極的に推進していくとともに、幅広い世代等がふれあえる交流の機会づくりに努める必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
2-2-1. 福祉教育の充実	一人でも多くの町民が福祉に関心を持ち、活動に参画するよう、広く地域住民を対象に、福祉体験の場の提供など、福祉教育を推進します。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課
2-2-2. 学校における福祉教育の充実	これからの『地域共生社会』を担う人づくりに向け、町内の小・中学校の児童・生徒を対象に、福祉体験学習の場の提供など、福祉教育を推進します。	・教育振興課 ・社会福祉協議会
2-2-3. 交流事業の推進	互いを理解し、ともに生き、ともに支え合う意識の醸成と活動の促進に向け、児童・生徒と高齢者の交流機会の提供をはじめ、幅広い世代等がふれあえる交流の機会づくりに努めます。	・教育振興課 ・社会福祉協議会

基本目標3. 地域福祉活動団体等の育成・支援

1. ボランティア活動の促進

現状と課題

地域福祉の推進には、ボランティア活動が大きな役割を果たします。本町では現在、社会福祉協議会が中心となって、ボランティアセンターの運営やボランティアの育成などを行い、ボランティア活動の促進に努めています。

今後、人口減少や高齢化がさらに進み、ボランティアニーズは増大・多様化していくことが予想されることから、ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、既存のボランティア活動の活発化の促進、新たなボランティアの発掘・養成に努める必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
3-1-1. ボランティアセンターの 機能強化	ボランティアセンターについて、各種情報の収集・発信の充実、研修等を通じたボランティアコーディネーターの資質の向上などを進め、機能強化を図ります。	・社会福祉協議会
3-1-2. 既存のボランティア活動 の活発化の促進	研修や交流会等を通じたボランティアのスキルアップ、団体活動への支援等により、既存のボランティア活動の活発化を促進します。	・社会福祉協議会
3-1-3. 新たなボランティアの発 掘・養成	広報・啓発活動や福祉教育の推進はもとより、ボランティア養成講座の開催、様々な場や機会をとらえた募集活動の推進等により、新たなボランティアの発掘・養成に努めます。	・社会福祉協議会 ・保健福祉課

2. 地域福祉を担う団体等の育成・支援

現状と課題

本町では、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員やボランティア団体、NPO法人、高齢者事業団など、様々な団体や人が活動しています。

これらの団体等は、これまでも、そしてこれからも、本町が『地域共生社会』の実現に向けた取り組みを進めていくうえで大きな役割を果たす地域福祉の担い手であり、今後も活発な活動の展開が期待されることから、活動の支援や連携強化に努める必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
3-2-1. 社会福祉協議会との連携強化	地域福祉を推進するうえで中核的な役割を担う社会福祉協議会の活動支援を行うとともに、同協議会との一層の連携強化を図ります。	・保健福祉課
3-2-2. 各種団体等の活動支援	民生委員・児童委員やNPO法人等についても、研修会の開催等を通じて体制強化や活動の活性化を促進するとともに、活動機会の確保や情報共有、活動内容の周知等の支援を行います。	・保健福祉課

基本目標4. 自殺予防の推進（上富良野町自殺対策計画）

1. 自殺予防に関する5つの基本施策の推進

5つの基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている基本的な施策です。

（1）地域におけるネットワークの強化

現状と課題

自殺は、経済・生活問題や家庭問題、健康問題、男女問題をはじめ、様々な要因が複雑に関係しています。

これらに適切に対応していくためには、地域の多様な関係者が連携・協力し、実効性のある取り組みを進めていくことが重要です。

このため、庁内各部門相互の連携及び関係機関・団体等との連携を図り、自殺対策に関するネットワークづくりを進めていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
4-1-1-1. 自殺対策に関するネットワーク会議の設置の検討・推進	庁内各部門の長で構成する庁内のネットワーク会議や、町内外の関係機関等で構成する自殺対策推進のネットワーク会議の設置について検討・推進します。	・保健福祉課
4-1-1-2. 自殺対策の普及啓発	本町の自殺の現状と対策についての情報提供や、ゲートキーパーの役割についての啓発活動を行い、町民同士で支え合いと見守りができるネットワークづくりを進めます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
4-1-1-3. 上富良野の青少年健全育成をすすめる会における普及啓発	上富良野の青少年健全育成をすすめる会のネットワークを活用し、命の大切さやいじめの防止、家族や友達とのふれあいに関する啓発活動を行います。	・教育振興課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

現状と課題

自殺のリスクが高い人を早期に発見し、早期に適切な対応を行うためには、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞き、見守りながら、必要な支援等につなぐ人材の育成・確保が必要です。

このため、職員や町民を対象としたゲートキーパー※研修会・養成講座を開催するなど、自殺対策を支える人材を育てていくための取り組みを進めていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
4-1-2-1. 全職員向けのゲートキーパー研修会の開催	庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、自殺の危険を示すサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取り組み意識を高めるため、全職員を対象としたゲートキーパー研修会を開催します。	・保健福祉課 ・総務課
4-1-2-2. ゲートキーパー養成講座の開催	町内におけるゲートキーパーの増員を図るため、保健・福祉・教育・医療・労働などにかかわる人や一般町民を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。	・保健福祉課
4-1-2-3. いじめ防止基本方針に基づく教職員の資質向上	上富良野町いじめ防止基本方針における学校の取り組みの中で、教職員の資質向上を図ります。	・教育振興課
4-1-2-4. 全職員向けのメンタルヘルス対策研修会の開催	自分自身や同僚等のメンタルの不調に早期に気づき、適切に対応できるよう、全職員向けのメンタルヘルス対策研修会を開催します。	・総務課

※ ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。ゲートキーパーになるために特別な資格はいりません。

(3) 町民への啓発と周知

現状と課題

自殺を防ぐためには、こころの健康づくりなどに関する正しい知識の普及を図るとともに、自殺の危険を示すサインを発している人やSOSのサインを出せずに悩んでいる人、また、それに気づいたまわりの人が、抱えている悩みや対処方法等について気軽に相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、様々な媒体や機会を活用し、こころの健康づくりや自殺予防に関する情報提供や啓発活動等を進めていくとともに、専門機関による相談事業の周知を図る必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
4-1-3-1. 広報誌等を活用した啓発活動の推進	自殺予防月間（9月）や自殺対策強化月間（3月）等に合わせ、広報誌やホームページ等に自殺対策に関する情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。	・保健福祉課
4-1-3-2. 図書館における「こころの健康図書」の充実	多くの町民のこころの健康に対する理解促進を図るため、関係部門・関係機関と連携・協力し、図書館におけるこころの健康に関する蔵書の充実を図るとともに、自殺予防月間（9月）を中心に関連図書の展示やコーナーの開設などを行います。	・教育振興課 ・保健福祉課
4-1-3-3. こころの健康講座・出前講座での啓発活動の推進	こころの健康講座や出前講座において、こころの病気が脳の病気であることの理解を広め、適切に治療する人が増えるよう啓発活動に努めます。	・保健福祉課
4-1-3-4. 専門機関による相談事業の周知	こころの不調について早期に相談できるよう、富良野保健所によるこころの健康相談や思春期相談、女性の健康相談等の周知を図ります。	・保健福祉課

(4) 生きることの促進要因への支援

現状と課題

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、自殺リスクを低下させていくことが重要です。

このため、生活上の困りごとを早期に解決する支援や居場所づくりなど、生きることの促進要因を増やすことにつながる取り組みを進めていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
4-1-4-1. 生活上の困りごと相談の 充実	生活するうえでの様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV等）に対し、包括的な相談支援体制の整備も視野に入れながら、関係部門相互の連携及び関係機関・団体等との連携のもと、相談対応の充実を図り、早期の問題解決に努めます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
4-1-4-2. 居場所づくりの推進	図書館について、町民のいこいの場としても活用されるよう蔵書の充実と環境整備に努めるほか、町内の公共施設や身近な地域におけるふれあいサロン事業・交流事業の展開を促すなど、居場所づくりにつながる取り組みを進めます。	・教育振興課 ・保健福祉課 ・社会福祉協議会
4-1-4-3. ハイリスク妊産婦への個 別支援の実施	妊婦相談や産後うつスクリーニングにおいてハイリスクである妊婦及び産婦に対し、医療機関や関係部門と連携を図りながら個別支援を行います。	・保健福祉課

(5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育等の推進

現状と課題

いじめを原因とする児童・生徒の自殺が大きな社会問題となっており、平成 28 年度に改正された自殺対策基本法において、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれました。

このため、本町においても、児童・生徒が命の大切さを学ぶ教育はもとより、困難やストレスに直面したときに、信頼できる大人に助けの声を上げられることを目標とした、SOSの出し方に関する教育等を進めていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
4-1-5-1. SOSの出し方に関する 教育の推進	学校における道德の教育活動や特別活動の中で、命を大切にする心を育む教育とともに、困難やストレスに直面したときに、だれにどのように助けを求めればよいかの具体的な方法や、つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	・教育振興課
4-1-5-2. 児童・生徒や保護者への 相談対応の推進	学校へのスクールカウンセラーや心の教室相談員の配置、通話無料の相談電話「かみふらのあんしんライン」の設置、こどもSOSミニレターによる郵便での相談などにより相談対応を行うとともに、国・道・町の相談窓口の周知を行います。	・教育振興課

2. 自殺予防に関する3つの重点施策の推進

本町のこれまでの自殺の状況や人口構成、町民アンケート調査や関係団体等意向調査の結果等を踏まえ、次の3つの重点施策を設定しました。

(1) 子どもへの対策の推進

現状と課題

少子化が進行し子どもの数が減少する中、町の宝である子どもの自殺予防は極めて重要な課題です。

また、町民アンケート調査の結果によると、最近死にたいと思うほどの悩みやストレスを感じた率が10代で目立って高いほか、関係団体等意向調査の結果では、「学童の自殺防止、いじめのない学校づくり」を求める声が強くなっています。

このような状況を踏まえ、学校におけるSOSの出し方に関する教育をはじめ、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に関する取り組み、悩みごとを相談しやすい環境づくりなどを積極的に進めていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
4-2-1-1. SOSの出し方に関する 教育の推進（再掲）	学校における道徳の教育活動や特別活動の中で、命を大切にする心を育む教育とともに、困難やストレスに直面したときに、だれにどのように助けを求めればよいかの具体的な方法や、つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	・教育振興課
4-2-1-2. いじめの未然防止・早期 発見・早期対応	上富良野町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みを推進し、自殺リスクの回避を図ります。	・教育振興課

施 策	内 容	担 当
4-2-1-3. 人権教室等によるいじめの防止に向けた啓発活動の推進	未就学児や小・中学生に対し、人権擁護委員による人権教室等を開催し、互いを認め合う意識の醸成といじめの防止に向けた啓発活動を行います。	・保健福祉課
4-2-1-4. SOSミニレターの配布	人権擁護委員会から、すべての児童・生徒に対して、教師や保護者にも相談できない悩みごとを郵便で相談できるSOSミニレターを配布し、子どもの悩みごとを的確に把握し、問題解決につなげます。	・保健福祉課
4-2-1-5. 「かみふらのあんしんライン」の周知	電話で悩みごと等の相談に応じる「かみふらのあんしんライン」について、学校教育や広報・啓発活動を通じて周知を図るほか、旭川地区広域補導連絡協議会の発行カードに電話番号を掲載して小・中・高生全員に配布します。	・教育振興課
4-2-1-6. 学校・保健福祉部門との情報共有による見守り支援	要保護児童対策地域協議会や養育支援連絡会議において、不登校や問題行動のある児童・生徒について、学校・保健福祉部門と情報を共有することにより、多角的な視点からの見守りや支援を行い、自殺リスクの回避を図ります。	・保健福祉課 ・教育振興課

(2) 働き盛り世代への対策の推進

現状と課題

本町の自殺の状況をみると、ここ5年間の自殺者5人のうち、3人が30代・40代となっており、働き盛りの世代が多くなっています。働き盛りの世代は、心理的・社会的に負担を抱えるケースが多く、また、過労や失業、親の介護等により、こころの健康を損ないやすいとされています。

こうした人々が安心して生きることができる社会づくりに向け、町内の事業者等との連携を強化し、ゲートキーパーの養成やメンタルヘルス対策の促進等に取り組んでいく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
4-2-2-1. ゲートキーパー養成講座 の開催（再掲）	町内におけるゲートキーパーの増員を図るため、保健・福祉・教育・医療・労働などにかかわる人や一般町民を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。	・保健福祉課
4-2-2-2. 事業所等におけるメンタルヘルス対策の支援	広報・啓発活動の推進をはじめ、学習機会の提供や講師の派遣等を通じ、町内の事業所等におけるこころの健康チェックやメンタルヘルス対策研修会の開催等を支援します。	・保健福祉課 ・企画商工観光課
4-2-2-3. 農業経営における悩みごとの解消支援	農業経営者の経営上の悩みを発端とするうつ等への対策のため、ふらの農業協同組合や上川農業改良普及センターと連携し、その解消方法に関する助言・指導を行い、リスクの軽減を図ります。	・農業振興課 ・ふらの農業協同組合 ・上川農業改良普及センター

(3) シニア世代・高齢者への対策の推進

現状と課題

本町のここ5年間の自殺者5人のうち、3人が30代・40代、2人が60代と80歳以上となっており、働き盛りの世代に次いでシニア世代・高齢者が多くなっています。

また、本町の年齢3区分別人口をみると、少子化よりも高齢化が特に進んでおり、町の人口の3割以上を占める高齢者への対策が強く求められます。

シニア世代・高齢者の場合は、健康面の悩みを抱えている人が比較的多いほか、社会的役割の喪失感や孤独感などを感じるケースも多く、こうした状況を十分に踏まえた自殺対策を進めていく必要があります。

施 策

施 策	内 容	担 当
4-2-3-1. 閉じこもり対策の推進 (介護予防事業の実施)	高齢者が、自宅に閉じこもらず、地域の人と交流し、生きがいや役割を感じられるよう、地域の行事やふれあいサロン、生きがいデイサービス等への参加を促進するなど、閉じこもりの防止と介護予防に向けた取り組みを進めます。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会
4-2-3-2. 高齢者の生きがいづくりの促進	老人クラブの活動や高齢者事業団の運営を支援し、生きがいづくりや社会参加を促進するほか、高齢者が生涯にわたって学習意欲を持ち、自己実現を支援することを目的とした「いしずえ大学」事業を実施します。	・保健福祉課 ・社会福祉協議会 ・教育振興課
4-2-3-3. 実態調査等を通じた本人・世帯状況の把握	地区の民生委員が訪問する高齢者実態調査等の機会を通して、高齢者本人やその家族を取り巻く状況を把握し、支援が必要と思われる場合には、適切な支援機関につなぎます。	・保健福祉課

第5章 上富良野町成年後見制度利用促進計画

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人が地域で自立して暮らせるよう、様々な取り組みがなされていますが、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある人々も増加しており、だれもがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。

また、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されている状況にはありません。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月に公布、同年5月に施行しました。

本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。そして、この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、北海道においては、平成30年3月に「北海道地域福祉支援計画」を策定し、認知症や障がい等により判断能力が十分でない人の利益保護のため、成年後見制度の利用支援や権利擁護に関する制度等について、関係団体等と連携し普及啓発に努めることとしています。

これらの国や道の動向を踏まえ、町では、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進します。

(2) 計画の位置づけ

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされています。

(3) 計画期間

国の基本計画は、2017年度から2021年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとされており、本町では、2019年度から2023年度までの5年間とします。

年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019	2020	2021	2022	2023
計 画							
	国						
			上富良野町				

(4) 計画の進行管理及び点検

促進法第23条第2項において、「市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」としており、その機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取り組み状況について調査審議し、地域における取り組み状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましいとしています。

ただし、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしており、本計画の進行管理及び点検は、高齢者福祉、地域包括支援センター、障がい福祉の各担当部署が連携し、計画の進捗状況や達成状況について点検・評価を行います。また必要に応じて適切な見直しを行います。

2. 成年後見制度利用に関する現状と課題

(1) 成年後見制度利用支援事業の利用実績

町では、判断能力が不十分であるために日常生活に支障をきたしている高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、平成 25 年度より成年後見制度の利用に関する申立て費用、平成 29 年度より後見人等報酬の全部または一部を補助する「成年後見制度利用支援事業」を行っています。

過去 5 年間の利用実績は、平成 29 年度に成年後見制度利用にかかわる申立て費用の助成を行ったもの 1 件のみで、報酬助成においては、実績がありません。

(2) 成年後見制度への支援

町では、ホームページや広報誌をとおして、成年後見制度について広く町民に周知するとともに、成年後見制度に関する研修会を開催していますが、まだまだ町民への制度周知は十分だとは言えません。

また、法人後見人の導入については、町内の障がい福祉事業所で利用者の成年後見を受任している 1 件にとどまっており、委託を含め、町内において新たに法人後見を受任をすることができる法人の検討、支援が必要です。

(3) 町民アンケート調査からみえる課題

町民アンケート調査の結果、「成年後見制度を知っていますか」との問いに「知っている」と答えた人は 27.4%で認知度の低さがうかがえます。特に 10・20 代、30 代の認知度は 13%程度と低く、若い年代の認知度の低さが目立っています。

また、「自身や親族が認知症等により判断が十分にできなくなった時に『成年後見制度』を利用したいか」との問いには、45.9%が「はい」と答えており、利用のニーズはあるにもかかわらず、制度について知っていることを問う設問には、第 1 位こそ「財産の管理、契約など必要な法律行為を行う」が 52.1%であげられているものの、第 2 位には「知っているものはない」(26.4%)があげられており、制度利用者の増加には、まず制度について周知を行い理解を深めることが重要です。

3. 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」または「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。また、今後、認知症高齢者の増加やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は高まっていくと考えられます。

しかしながら、現在のわが国の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較しても著しく少なくなっています。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、これらの状況から、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがえます。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっていますが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

さらに、後見等の開始後に本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難です。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされています。

今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、成年後見制度の趣旨でもある、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重の理念に立ち返り、あらためてその運用のあり方が検討されるべきです。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきです。

4. 計画の目指す方向

(1) 基本理念

誰もが自らの意思を尊重し、安心して共に
暮らし続けることのできる環境の実現

(2) 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、以下の3つを基本目標に掲げ、その方向性を明らかにし、実行計画を定め総合的な施策を推進します。

基本目標1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

基本目標2. 制度理解と不正防止の徹底

基本目標3. 利用者がメリットを実感できる制度の運用

(3) 計画の体系

基本理念

誰もが自らの意思を尊重し、安心して共に暮らし続けることのできる環境の実現

基本目標 1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

【施策】

(1) 地域連携ネットワークの構築

(2) 実施体制の整備等

(3) 中核的機関の設置

基本目標 2. 制度理解と不正防止の徹底

【施策】

(1) 制度理解のための周知啓発

(2) 不正防止のための関係機関との連携

基本目標 3. 利用者がメリットを実感できる制度の運用

【施策】

(1) 利用者の把握と早期発見

(2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

(3) 後見類型（後見・保佐・補助）等の選択と他のサービスとの一体的提供

5. 具体的な施策

基本目標 1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(1) 地域連携ネットワークの構築

地域連絡ネットワークは、二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進める必要があります。

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける体制の構築を進めます。

② 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。

(2) 実施体制の整備等

効果的に施策を推進するため、定期的に計画の策定や実施事業の取り組みに関する点検・評価を行います。

また、地域における適切な制度利用のためには、制度に精通した司法専門職や福祉専門職と連携することや的確な相談支援を行うことが必要不可欠であり、実施主体となる「成年後見センター」の立ち上げについて検討します。

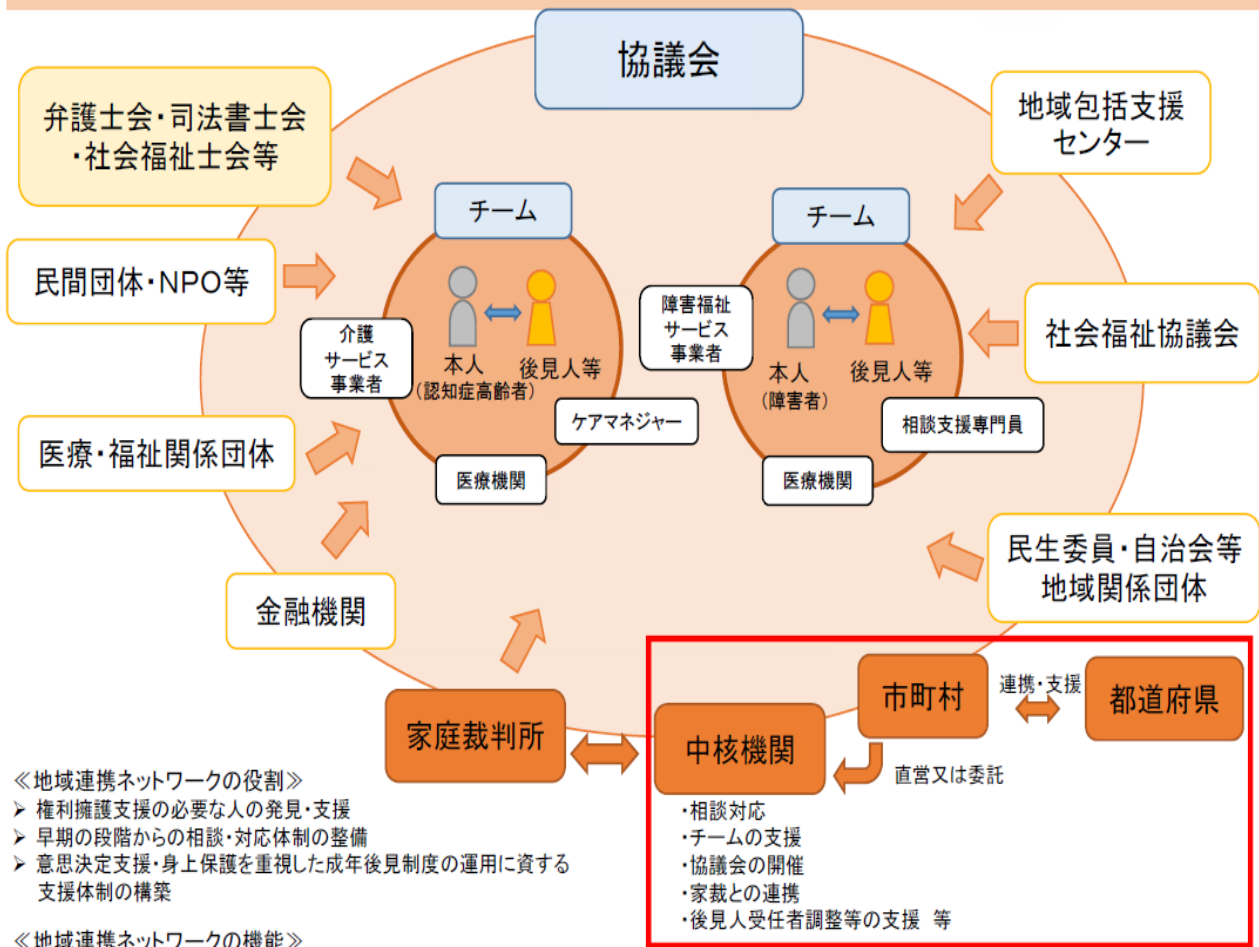
(3) 中核的機関の設置

地域において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要です。

中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

また、中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位または複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村の直営または委託により、市町村が設置することが望ましいとされていることから、上富良野町社会福祉協議会が中核的役割を担うことが適当であると考えられ、今後、町社会福祉協議会へ委託し、地域の実情に即した中核機関の設置を進めていきます。

地域連携ネットワークのイメージ



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

資料：厚生労働省

基本目標2. 制度理解と不正防止の徹底

（1）制度理解のための周知啓発

制度の適切な周知や普及のためには、地域連携ネットワークに参加する司法、行政、医療、地域などの関係者が成年後見制度が利用者の権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有する必要があります。

制度を必要としている町民に適切な支援が行われるよう、関係者を対象とした研修を行います。

また、町民に対しては、ホームページや広報誌をとおして制度の啓発を行うとともに、制度の利用が必要な人へのアウトリーチを図り、支援につなげることの重要性や制度の活用が有効なケースなどについて出前講座を実施し周知啓発していくよう努めます。

（2）不正防止のための関係機関との連携

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっていることから、広く町民へ制度の理解を促し、普及することにより不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

また、後見人とのチーム編成による被後見人のサポートや、金融機関や民間団体等を含むネットワークにより不正を未然に防ぐ体制の整備に努めます。

基本目標3. 利用者がメリットを実感できる制度の運用

(1) 利用者の把握と早期発見

医療や介護職、関係機関や金融機関を含む民間事業者等との地域でのネットワークの構築により、利用者を早期に把握しニーズに合った制度支援を行うよう努めます。

(2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

後見人が制度利用者に対し、密接な身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

(3) 後見類型（後見・保佐・補助）等の選択と他のサービスとの一体的提供

適切な後見類型（後見・保佐・補助）等の選択や必要な制度利用につなげ、支援対応の向上を図り、他の公的サービス等と連動した一体的な提供により、上富良野町社会福祉協議会で実施している「日常生活自立支援事業」と連動し、認知症や障がいの程度に応じてスムーズに成年後見制度へ移行するよう努めます。

また、成年後見制度利用支援事業による申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

第6章 計画の推進

1. 庁内推進体制の強化と多様な主体との連携・協働

(1) 庁内推進体制の強化

本計画の内容は、福祉・保健・教育・雇用・防災・防犯・生活環境等の広範な分野にわたっていることから、保健福祉課を中心に、関係部門相互の連携を強め、庁内推進体制の強化を図ります。

(2) 町民や関係機関・団体等との連携・協働

町全体の福祉意識の高揚を図りながら、町民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、民間事業所等々、町内の多様な主体との連携・協働体制の強化を図り、総合的な施策の展開を図ります。

2. 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

社会福祉法において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、民間福祉団体として主体的に社会福祉事業の企画、実践、普及など、地域に密着しながら地域福祉推進の活動を展開しています。

社会福祉協議会では、本計画の目標達成のために「地域福祉実践プラン」を策定し、連携しながら地域福祉活動の推進役としてその役割を担っていくよう努めます。

3. 計画の周知徹底と進行管理の推進

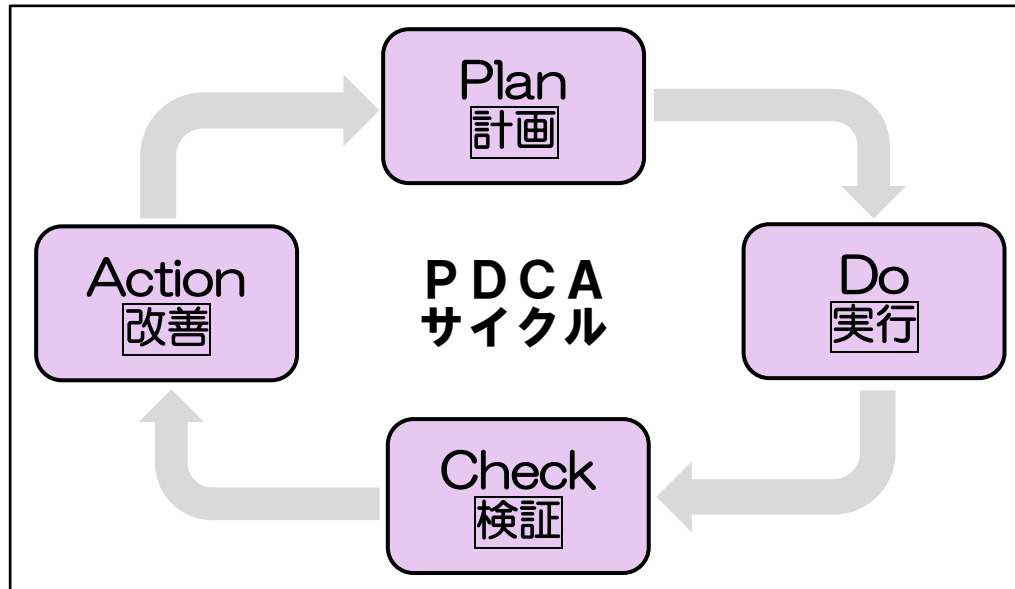
(1) 計画の周知徹底

町全体で計画を推進していくため、様々な媒体や機会を活用し、計画内容の周知徹底を図ります。

（２）PDCAサイクルによる計画の進行管理の推進

本計画の進行管理については、Plan（計画）・Do（実行）・Check（検証）・Action（改善）のPDCAサイクルを導入し、計画の進捗状況を評価・検証し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

■PDCAサイクル



資料

1. 上富良野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

上富良野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 30 年 5 月 25 日決定)

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく上富良野町地域福祉計画（以下「地域福祉計画という。」）の策定にあたり、広く町民の意見を反映し、地域における社会福祉の増進を高めることを目的とするために上富良野町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次の事項について協議し、町長に報告する。

- (1) 地域における地域サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

- 2 前項に定める委員は、障害者団体、福祉団体並びにその他関係団体から推薦される者及び公募により選任された者をもって構成し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該地域福祉計画に関する報告が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 策定委員会に、会長及び副会長の職をそれぞれ 1 名置き、会長は、策定委員会を代表し会務を統括する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 会議の議長は、会長が行うものとする。

(事務局)

第 7 条 策定委員会の事務を処理するため、事務局を保健福祉課福祉対策班に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、第 2 条に規定する町長への最終報告をもって、その効力を失う。

2. 上富良野町地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	役 職	氏 名	所属団体・機関等の名称及び役職
1	会 長	川鍋 まさ子	ボランティアセンター運営委員会 委員長
2	副会長	山 本 勉	上富良野町民生児童委員協議会 会長
3	委 員	佐藤 祥一	手をつなぐ親の会 会長
4	委 員	宮 崎 守	つばさ会 会員
5	委 員	二宮 利和	NPO法人 なないろニカラ 代表理事
6	委 員	角波 光一	社会福祉法人 上富良野町社会福祉協議会 事務局長
7	委 員	谷 口 靖	社会福祉法人 わかば会 理事
8	委 員	檜野 真由美	社会福祉法人 富良野あさひ郷 生活支援課長
9	委 員	村上 孝子	上富良野町女性団体連絡協議会 副会長
10	委 員	芳 賀 実	上富良野町老人クラブ連合会 副会長
11	委 員	山本 秀男	上富良野町身障者福祉協会 副会長
12	委 員	加藤 雅也	上富良野町商工会青年部 部長
13	委 員	巽 俊 明	上富良野町住民会長連合会 会長
14	委 員	谷江 彩也子	公募委員
15	委 員	高橋 美来	公募委員

第3次上富良野町地域福祉計画 (2019年度～2023年度)

編集・発行 2019年3月 上富良野町保健福祉課
〒071-0561 上富良野町大町2丁目8番4号
保健福祉総合センター かみん
TEL (0167) 45-6987 FAX (0167) 45-5788
